

平成 30 年度

教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果に関する報告書(自己評価)

令和元年 8 月

佐 賀 県 教 育 委 員 会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、平成30年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について報告します。

令和元年9月10日

佐賀県教育委員会

目 次

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要	1
1 平成 30 年度佐賀県教育委員会の運営状況に関する点検・評価	2
2 「佐賀県総合計画 2015(教育に関する部分)」に基づく取組の実績に関する点検・評価	6
確かな学力を育む教育の推進	7
豊かな心を育む教育の推進	14
健やかな体を育む教育の推進	22
時代のニーズに対応した教育の推進	30
教育活動を支える環境の整備	39
文化財の保護	49
【参考】 用語解説	52

< 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の概要 >

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされたことから、平成 20 年度から実施しています。(同法第 26 条第 1 項)

上記の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。(同法同条第 2 項)

また、点検・評価の具体的な項目や指標、議会への報告や公表の方法については、特に国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされています。

そこで今年度は、次のような内容及び方法で実施しました。

1 点検・評価の内容

(1) 平成 30 年度佐賀県教育委員会の運営状況

(2) 「佐賀県総合計画 2015 (教育に関する部分)」に基づく取組の実績

「佐賀県総合計画 2015」のうち、教育に関する取組に係る主な実績(進捗・達成状況、要因分析)についてまとめています。

2 点検・評価の方法

教育委員会の運営状況及び施策・事業の取組実績等を取りまとめ、自己評価を行った後、点検・評価の方法や結果について、教育に関する有識者から意見を聴取しました。

【有識者】

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属	職 名
石橋 裕子	NPO 法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会	理事長
今泉 弘	佐賀女子短期大学 子育て支援センターでんでんむし	センター長
甲斐 今日子	佐賀大学教育学部	教授
澤野 善文	株式会社佐賀新聞社	執行役員 編集局長
山崎 克子	佐賀県高等学校 P T A 連合会	副会長

3 審議の経過

(1) 令和元年 7 月 10 日(水)

教育委員勉強会を開催し、自己評価案について協議

(2) 令和元年 8 月 2 日(金)

点検・評価に係る有識者会議を開催し、点検・評価の方法や結果について意見聴取

(3) 令和元年 8 月 22 日(木)

定例教育委員会において、「平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」を審議し、議決

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他の教育長の権限に属する事務(同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

1 平成 30 年度佐賀県教育委員会の運営状況に関する点検・評価

(1) 教育委員会の概要

教育委員会の目的

教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興を図るため、広く地域住民の意向を反映した責任ある教育行政を実現する。

教育委員会制度の仕組み

- ・ 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。なお、本県において、文化、スポーツ(学校における体育を除く。)社会教育(P T Aに関する事等を除く。)は、知事部局が所管。
平成 31 年 4 月 1 日から、文化財の保護に係る所管が知事部局へ移管。
- ・ 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- ・ 教育委員会は、教育長及び委員をもって組織され、その会議を通じて教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。
- ・ 委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は 4 年で、再任可。
- ・ 教育長()は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は 3 年。
() 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、同日以降に就任する教育長については、従来の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」として規定された。本県では、平成 27 年 5 月 29 日付けで新「教育長」が就任した。

佐賀県教育委員会の委員定数

5 人

根拠：佐賀県教育委員会の委員の定数を定める条例

新「教育長」の就任に伴い定数 1 減(従来は、教育長は教育委員のうちから教育委員会が任命)

佐賀県教育委員会(平成 31 年 3 月 31 日現在)

職 名	氏 名	職 業
教育長	白水 敏光	元県立高等学校長
委員(教育長職務代理者)	牟田 清敬	弁護士
委員(教育長職務代理者)	小林 由枝	保護者
委員	加藤 雅世子	私立専修学校長
委員	飯盛 清彦	元小学校長
委員	飯盛 裕介	社会福祉法人役員

(2) 教育委員会の主な活動内容

教育委員会会議

開催回数

(総計 ... 29 回)

定例会 ... 12 回

臨時会 ... 4 回

勉強会	…	13回
議決の状況		
(付議事項数	…	計 48件)
議会提出議案に対する意見	…	6件
教育委員会規則・規程の制定・改廃	…	8件
基本方針・計画の策定	…	2件
職員の人事関係	…	9件
協議会・審議会委員の任命・委嘱	…	4件
その他	…	19件

傍聴者数（定例会、臨時会）
延べ 19人

会議内容の公表方法
詳細な議事録を作成し公表

公表内容

- ・ 開会及び閉会に関する事項
- ・ 教育長及び出席委員の氏名
- ・ 教育長、委員及び会議に出席した者の氏名(傍聴者を除く)
- ・ 教育長等の報告
- ・ 議題及び議事
- ・ 議決事項
- ・ その他教育長又は会議において必要と認めた事項

委員の活動

委員の所管施設等訪問状況

学校訪問	…	11回
教育委員会以外の会議や大会等への出席（総合教育会議を除く）	…	24回
研修会・意見交換会への出席	…	4回
その他視察等	…	1回

附属機関の運営状況

佐賀県いじめ問題対策委員会

開催回数	…	8回
主な審議内容	…	・ 県立学校で発生した生命心身財産重大事態に関する調査及び調査結果を踏まえた対処の在り方について

佐賀県教科用図書選定審議会

開催回数	…	2回
主な審議内容	…	・ 平成 31 年度に県内の小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部において使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）、平成 31 年度以降に県内の中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部において使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書、平成 31 年度県内の特別支援学校小学部、中学部及び小学校、義務教育学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について ・ 県教育委員会が示す教科用図書選定の資料について

佐賀県文化財保護審議会

開催回数	…	全体会 2回、第 1～第 4 部会 各 2回
主な審議内容	…	・ 平成 30 年度佐賀県文化財の指定について （全体会・第 1 部会・第 3 部会・第 4 部会） ・ 佐賀県文化財指定候補についての検討 （第 1 部会・第 2 部会・第 3 部会・第 4 部会）

総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、地方公共団体の長（佐賀県知事）が設置する総合教育会議について、以下のとおり知事と教育委員会との協議が行われました。

出席回数

3回（第11回、第12回、第13回）

主な協議内容

（第11回）

- ・ 子どもたちの想いに寄り添う支援について（不登校に対する支援）

（第12回）

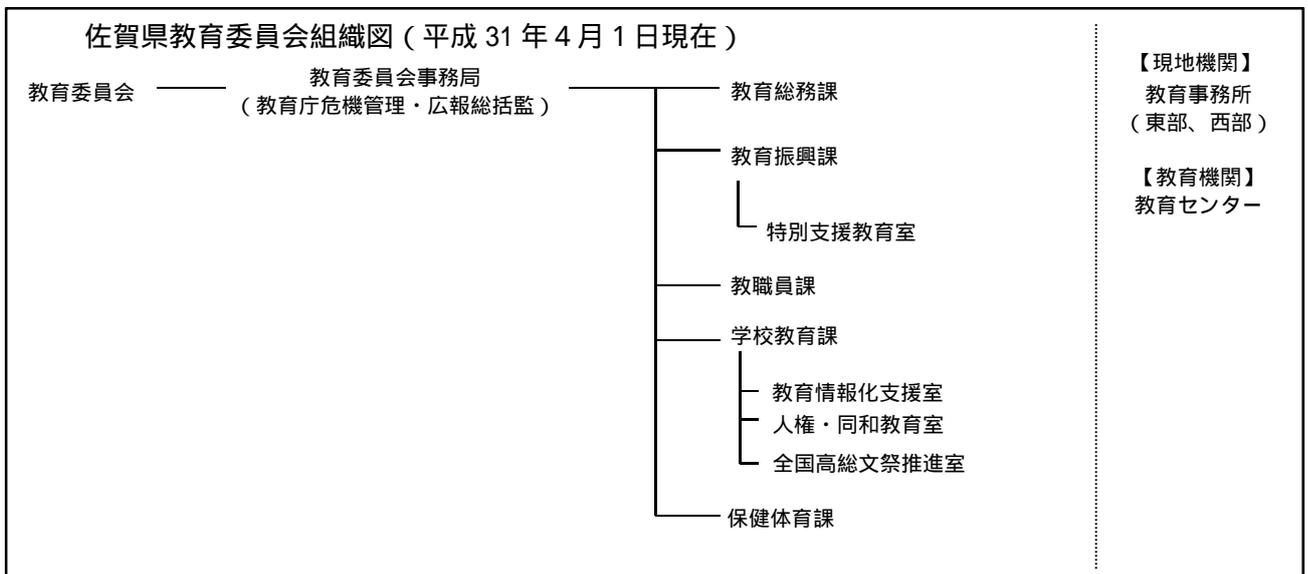
- ・ 子どもたちの想いに寄り添う支援について（特別支援教育）

（第13回）

- ・ 次期教育大綱の策定について

（3）教育委員会の主な取組結果（自己評価）

- ・ 教育委員会会議については、定例会や臨時会を毎月1回以上行いました。その中で、「新たな佐賀県立高等学校入学者選抜制度」等について協議し、教育委員会における重要施策などを決定することができました。また、教育課題等に関する勉強会を毎月行い、円滑な会議運営と、議論の活性化に努めました。
- ・ 教育委員会会議の概要などについては、引き続き、会議資料及び議事録を佐賀県教育委員会ホームページに掲載するとともに、本庁及び各総合庁舎（6か所）に設置している「情報提供窓口」において閲覧できるようにしたことで、教育委員会の透明性を確保することができました。
- ・ 佐賀県教育委員会・市町教育委員会協働会議を開催し、県の主要事項の説明を行ったことで、市町教育長・委員（長）に県の取組を知ってもらう良い機会となりました。また、「働き方改革にともなう教職員の多忙化解消について」「平成31年度1年間のみ使用小学校教科書採択の在り方について」といったテーマで意見交換を行ったことで、各市町における教職員の多忙化解消の状況や意見を共有することができました。
- ・ 九州地方教育委員総会や全国都道府県教育委員会連合会総会に参加し、他県教育委員との意見交換や情報共有を行ったことで、他自治体における状況や考え方などを共有することができました。
- ・ 知事との協議の場である総合教育会議、公安委員との意見交換会や社会教育委員との意見交換会において、意見交換を行い、喫緊の課題などについて、共通認識を図ることができました。また、学校訪問を行い、学校現場の実態の把握などに努めました。



教育委員会の運営状況に関する有識者意見（外部評価）

- ・ 委員の活動について、学校訪問が一昨年は4回だったが、昨年は11回に増えている。委員は、各種会議や場面に出席することが多いと思うが、その中でも学校訪問は、実際の現場の声が聞ける機会であるため、積極的に動かれることは今後の施策展開につながってくると思う。今後も、積極的な学校訪問をお願いしたい。
- ・ 総合教育会議が定例的に行われているが、事務局がつくっている資料は、基礎データがしっかりしており、それをもとに会議が流れ、施策の展開に反映してくると思う。そういう意味では会議の目的を達成しているということと、元になるデータがしっかりしているからこそ総合教育会議が意義あるものになっていると思う。
情報を公開することによって県民の理解を得ていくということが重要だと思うので、PRをもっとしてほしい。例えばきらめく人づくり等の冊子を活用することも一案だと思うし、このことが今後の施策の展開につながると思う。

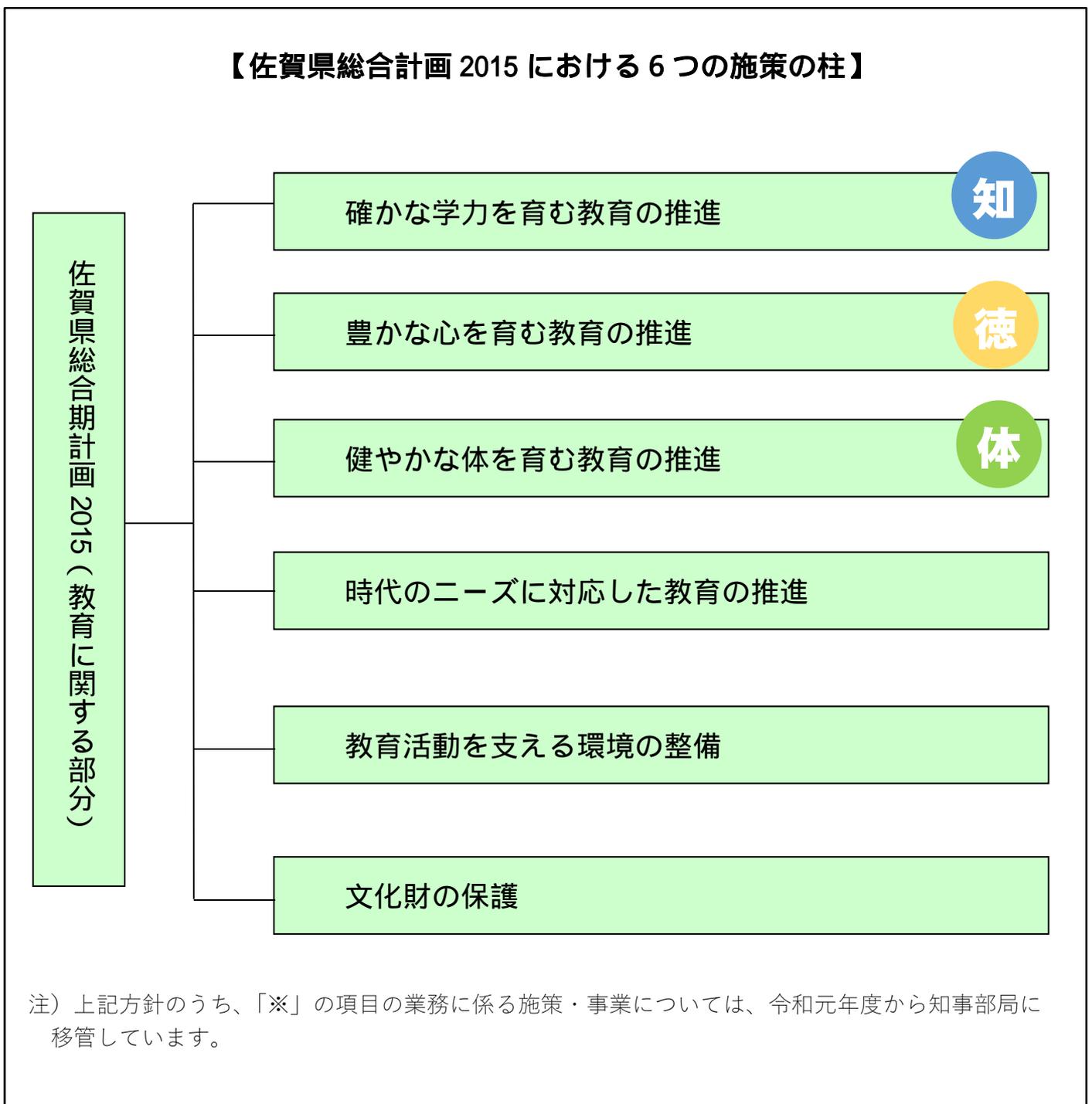
2 「佐賀県総合計画 2015（教育に関する部分）」に基づく取組の実績に関する点検・評価

教育委員会の施策・事業の取組実績等に関する自己評価については、「佐賀県総合計画 2015（教育に関する部分）」及び「佐賀県教育施策実施計画」に基づき行っています。

この佐賀県総合計画 2015 では、教育に係る6つの施策の柱ごとに取組方針を定めています。また、その取組方針のもと実施する具体的な取組内容を佐賀県教育施策実施計画に掲載しています。

本報告書では、平成30年度における主な取組内容を項目として、それに対する主な「進捗・達成状況」とそれに対する「要因分析」を取りまとめており、これをもって自己評価としています。

【佐賀県総合計画 2015 における6つの施策の柱】



注) 上記方針のうち、「※」の項目の業務に係る施策・事業については、令和元年度から知事部局に移管しています。

平成 30 年度のねらい

平成 30 年度も引き続き、学力向上に関する施策などを通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、指導法の改善・充実を図るとともに家庭・地域との連携を推進するなど、学力向上に向けた総合的な取組を更に推進します。

また、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成します。さらに、児童生徒に学ぶことについての目的意識や興味・関心を持たせて学習意欲を向上させ、自ら課題に向かい解決する姿勢を身に付けさせます。こうした資質・能力を育むために、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

少人数授業やチームティーチングなどによるきめ細かな指導、ICT利活用教育の全県実施による、より効果的な教育の実施などの学習環境の整備・充実に取り組みます。

【取組方針】

児童生徒の学力の現状把握と評価分析を行い、各学校の検証・改善サイクルの取組を支援します。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進（教育振興課）

4月の全国調査の実施にあわせて、県調査を実施し、国語、算数・数学についての学力や学習状況を把握し、その結果を踏まえた研修会等をとおして児童生徒の実態に即した指導法の工夫・改善を図りました。

12月の県調査の実施により、国語、算数・数学、理科、社会、英語（中学校のみ）の各教科について、学習指導要領に示されている目標や内容の定着状況、1学期からの学習指導の成果や課題を把握し、その結果を踏まえた研修会等をとおして指導法の工夫・改善を図るとともに、4月からの円滑な指導に向けた次年度の年間指導計画の策定を推進しました。

全国調査及び県調査の結果については、大学関係者や有識者を交えた佐賀県学力向上対策検証・改善委員会において専門的な見地からの分析や課題の抽出を行うとともに、県教育センターが提供する分析システムを活用した指導法改善のための研修会を開催するなど、授業改善に向けて、各学校における調査結果の分析及び分析結果を活用した自立的な取組を促進しました。

全国調査及び県調査の結果を迅速に児童生徒・学校・市町に提供し、客観的な結果に基づいた検証と課題の把握、改善に向けた取組が早い段階から効果的に進められるよう、市町教育委員会と連携・協力しながら、学力向上の検証・改善（PDCA）サイクルに基づいた各学校の取組を支援するとともに、より効果的な取組となるようPDCAサイクルの見直しを行いました。

(2) 学力向上対策の充実（教育振興課）

学力向上推進教員を県内5地区の小中各1名ずつ、計10名を配置し、勤務校や支援校及びその他の学校に対し、学力向上や教員の授業改善等に向けた取組の支援を行いました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

教科に関する調査の正答率については、平成 28 年度調査では全国平均以上が 8 区分中 1 区分であったものが、平成 29 年度調査では 2 区分、平成 30 年度調査では 1 区分であった。平成 31 年度調査でも 1 区分にとどまったことから、目標は達成できなかった。なお、平成 31 年度調査から従来の教科区分に変更があった。（教育振興課）

【要因分析】

学力向上のPDCAサイクルの改善に向け、各学校で課題の抽出や取組内容の計画は立てられているものの、その具体的な取組等が学校全体での共通理解と共通実践に至っていない地域・学校があるなど、学校を挙げての継続した取組までには至っていない。（教育振興課）

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
全国調査の教科に関する調査における平均正答率の状況	区分	8区分中 1区分で全国 平均以上 (H25年度)	8区分中 2区分で全国 平均以上	8区分中 4区分で全国 平均以上	8区分中 6区分で全国 平均以上	8区分中 8区分で全国 平均以上
			8区分中 1区分で全国 平均以上	8区分中 2区分で全国 平均以上	8区分中 1区分で全国 平均以上	4区分中 1区分で全国 平均以上(※)

() 平成31年度(令和元年度)より、全国調査の教科の区分が4区分に変更となった。

【取組方針】

教育内容の工夫や、主体的・対話的で深い学び等を取り入れた各学校の指導法改善の取組を推進します。

平成30年度の主な取組内容

(1) 授業改善の推進 (教育振興課)

平成29年度の8中学校区に加え、更に8中学校区の小・中学校及び義務教育学校を児童生徒の活用方向向上研究を行う学校に指定し、授業公開をとおして児童生徒の活用力を高めるための授業改善等の研究成果を県内に広めました。

市町や学校が実施する、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ることで、基礎学力の定着が十分ではない生徒や、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分ではない生徒の学力向上を図りました。

(2) 指導方法の改善充実(学校教育課)

新学習指導要領に対応した指導方法の改善等の研究を行う小・中学校を指定し、その成果を県下に広めることで、児童生徒の生きる力を育むとともに、教員の指導力の向上を図りました。

また、高等学校では、新学習指導要領及び大学入学共通テスト等を見据えた教科指導法の研究や学校ごとの課題に応じた教員研修を充実させることで、指導方法の改善充実を進めました。

小学校理科については、理科専科指導教員を配置し、教員の指導力向上と指導体制の充実を図るとともに、児童の理科への興味・関心を一層高め、科学的な思考力・判断力・表現力等の育成を図りました。

(3) 新学習指導要領への対応(学校教育課)

教育課程研究集会等を通じて新学習指導要領の趣旨や内容の周知を徹底し、円滑な移行を図るための学校の取組等を支援することで、児童生徒一人ひとりが学ぶことの意義を実感し、その資質・能力を伸ばすことができる学習環境の整備に努めました。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等の研究を行う小・中・高等学校を指定し、その成果の普及を図ることで、新学習指導要領が目指す目的や内容に則った実践の推進に努めました。

新学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の基本的な考え方や進め方について、教育課程研究会などを通じて周知・徹底を図り、目標に準拠した評価の確実な実施による指導と評価の一体化を推進しました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広げたりすることができている児童生徒の割合については、平成 30 年度の目標は達成できた。（教育振興課）

平成 28 年度末に小・中学校の新学習指導要領、平成 29 年度末に高等学校の新学習指導要領が告示され、新学習指導要領の全面実施に向けて円滑に移行するため、説明会の実施や研究校の指定等を行ってきた。（学校教育課）

【要因分析】

活用力向上の研究指定校においては、年に複数回の授業公開に加えて、一学期から授業を公開するなど、研究・研修機会の全県的な確保が進んでいる。また、全ての公立小中学校において、リーフレットを活用し、指導ポイントの徹底を図ることによる指導改善が進むなど、新学習指導要領の実施に向けた教員の意識が高まっている。（教育振興課）

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 26 (現状)	H 27	H 28	H 29	H 30
全国調査の児童生徒への質問で、話し合う活動を通じて自分の考えを広め、深めることができている児童生徒の割合	%	小学校 65.9	小学校 67.0 中学校 67.0	小学校 68.0 中学校 68.0	小学校 69.0 中学校 69.0	小学校 70.0 中学校 70.0
		中学校 65.0 (H25 年度)	小学校 67.8 中学校 66.0	小学校 68.3 中学校 66.9	小学校 76.5 中学校 78.4	小学校 74.5 中学校 73.7

【取組方針】

家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。

平成 30 年度の主な取組内容

（ 1 ）家庭や地域との連携推進 （教育振興課）

市町教育委員会と共催による学力向上フォーラムを県内 2 地区（H30.12.2 神崎市、H30.12.2 杵島郡）で開催し、学力の現状や課題について保護者・地域と共通の認識に立ち、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みました。

県 P T A 連合会等との協働による家庭学習の手引きの作成、配布などとおして、家庭学習に係る保護者、地域関係者への啓発活動を推進しました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

授業以外の平日における勉強時間（1時間以上）の割合については、これまで宿題の量や内容の工夫改善に取り組み、小・中学校ともに平成27年度以降、増加をした年度もあったものの、取組が十分とは言えず、平成30年度は目標を達成できなかった。（教育振興課）

【要因分析】

市町との共催による学力向上フォーラムを開催したり、学校において、家庭学習の量や内容の工夫改善に取り組むとともに、家庭学習の手引きを配布したりすることなどにより、保護者の意識が高まり家庭学習の充実に向けた学校と家庭の連携が進んではいるものの、学校を中心としたこれらの取組の徹底が十分図られているとは言えない。（教育振興課）

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
全国調査の児童生徒への質問で、 普段、1日に1時間以上学習する 児童生徒の割合	%	小学校 59.4	小学校 60.0 中学校 64.0	小学校 62.0 中学校 66.0	小学校 64.0 中学校 68.0	小学校 66.0 中学校 70.0
		中学校 63.4 (H25年度)	小学校 60.8 中学校 62.5	小学校 62.6 中学校 65.5	小学校 64.6 中学校 64.3	小学校 64.4 中学校 62.9

【取組方針】

高校生の進路実現を図るため、学力向上とキャリア教育を充実します。

平成30年度の主な取組内容

（1）学力向上対策の充実（学校教育課）

新学習指導要領等を踏まえた指導方法改善のための研究を行うとともに、学力向上のための合同学習会、専門・総合学科高校の基礎学力向上対策、科学的思考力育成のための理数教育の充実に取り組むことで、高校教育全体の学力向上を図りました。

（2）キャリア教育の充実（学校教育課）

高等学校では、社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な能力や態度、勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育の一層の充実に向け、高校生の主体的な進路選択の実現を図りました。

平成30年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

平成31年度大学入試における県立高校の国公立大学の現役合格率（卒業生徒数に占める割合）は、前年度から0.7ポイント上昇して18.1%となり過去最高水準となったものの、目標値18.5%には及ばなかった。（学校教育課）

キャリア教育は各学校で生徒の状況に応じた取組が行われており、職業観及び勤労観の育成に関し、4段階評価で最も高いA評価の割合が80.6%となり、前年度から2.7ポイント下降し目標値には届かなかったものの、4年間を通じて80%を超える高い割合である。（学校教育課）

専門・総合学科高校での10月末における就職内定率は、91.3%となり目標を達成することができた。
(学校教育課)

【要因分析】

思考力・判断力等を育成するための指導法については課題が残った一方で、教員個々の指導力については一定の向上が図られるとともに、多様な選抜方法を効果的に活用することができた。(学校教育課)

社会的・職業的自立と勤労観・職業観の育成が進んでおり、キャリア教育の様々な活動が各学校の特色や状況に応じた取組として充実してきたことが要因と考えられる。(学校教育課)

景気の緩やかな回復基調を背景として、求人倍率が高く推移するとともに、求人票が早期に提出され、選考・採否結果通知も9月16日以降早い時期に行われたこと等が要因と考えられる。(学校教育課)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
専門高校での10月末における就職内定率	%	86.3	86.3 以上	86.3 以上	86.3 以上	86.3 以上
			88.6	89.5	90.3	91.3
キャリア教育支援事業の実績報告書におけるA評価の割合	%	77.8	79.0	81.0	83.0	85.0
			77.8	80.6	83.3	80.6
国公立大学の現役合格者数の卒業生数に対する割合	%	17.5	17.9	18.2	18.5	18.5
			17.3	18.1	17.4	18.1

【取組方針】

きめ細かな指導による学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図ります。

平成30年度の主な取組内容

- (1) 小学校低学年及び中学校第1学年の小規模学級・チームティーチング選択制の実施(教育振興課、教職員課、学校教育課)

少人数による学習集団の編成を柔軟に行うことができる小規模学級やチームティーチングによるきめ細かな指導を推進し、学力向上を目指した学習環境の整備・充実を図りました。

小学校第2学年は、小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、きめ細かな指導を行うことで、将来の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣をしっかりと身に付けるよう取り組みました。なお、小学校第1学年は、法律の定め(平成23年4月、義務標準法改正)により35人以下で学級編制をしました。

中学校第1学年における小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制を実施し、きめ細かな指導を行うことで、学校生活や学習環境の変化になじめないことなどに起因する不登校が急増するなどの、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、ひいては、学力の向上を図りました。

- (2) 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実(教職員課)

教員採用選考方法の充実や工夫・改善を行い、創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求めることで、教育現場の課題に対応できる教員の確保に努めました。

(3) ICT 利活用教育環境の整備・充実（教育情報化支援室）

校種別、教科別研修の充実等により、教職員一人一人が自らの強みと個性を發揮し、ICT を利活用した質の高い指導が行えるよう新たな学習スタイルの導入等、教授法の工夫・改善に努めました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

子どもたちの学力の向上につながる学習環境の整備・充実を図る必要があることから、多くの受験者の中から本県が求める人材を幅広く確保するため、受験年齢制限の緩和を行うなど、教員採用選考試験実施要項の見直しを行った。（教職員課）

生徒が、ICT を利活用した質の高い教育が受けられるよう、教員のICT を利活用した指導法の改善・充実に取り組み、その結果、授業中にICT を活用して指導する能力のある教員の割合は90.9%（H29）と高くなっているが、次期学習指導要領に向けて継続した取組が必要となっている。（教育情報化支援室）

【要因分析】

教員の大量退職期が到来しており、本県が求める教師像である「教育に対する使命感・情熱」に加え、「豊かな人間性」及び「実践的な指導力」、「粘り強く取り組むたくましさ」を持った人材を数多く確保する必要性が生じている。（教職員課）

次期学習指導要領やICT 環境の進歩等に対応するため、今後も教員はより効果的なICT 機器の活用方法を身につける必要がある。（教育情報化支援室）

柱Ⅰ に関する有識者意見（外部評価）

- ・ 現行の学力向上の検証・改善（PDCA）サイクルは分かりやすく取り組みやすい。そのPDCAサイクルの継続・充実を県下に広める必要がある。業務の見直しという観点もあるが、授業をするのは教職員であるため、教授法や指導法を考えていかないといけない。
- ・ （P8に）地域学校差があると記載されているが、教職員の異動がありながらも地域間格差が出ないように、県全体として子どもたちの学力を考えていくことが必要だと思う。また、共通理解、共通実践をやっていない地域があるということなので、学校長のリーダーシップや家庭と地域との連携が重要になってくると思う。
- ・ 毎年、ほとんどの教科で全国平均を超えることがない状況で、これまでも指導力向上についてはかなり取り組まれていると思う。学校ごとに意識の差があるということではなく、県が、教育委員会だけでなく県全体の取組としてリードし、県内の学校（子どもたち）の学力を同じように上げていく必要があると思う。県自体が学力を上げていこうという意識が低いのではないか。
- ・ 学力調査について、子どもたちがいかに伸びているか、こういったところが伸びてきたというプラス思考で考えないといけないと思う。マイナスばかりが先行しているため、結果（数値）はこうだけれども、この子はこう伸びた、というところを分析して現場におろすと、先生ももっと頑張ろうと思うのではないか。また、学力調査の数値（結果）だけでなく、伸びた点・良かった点・今後の展望などを広く県民に知らせることも重要と考える。
- ・ 指導力向上に熱心に取り組まれていることはよく分かっているが、教職員の指導力の問題だけではなく、学力向上に対する分析方法の見直しも必要ではないか。佐賀県の場合、下位の分布が多くて平均値を下げているのではないかとといった分析や、子どもの置かれている状況と結果の関連性についても分析を行う必要があるのではないか。今後はそういう分析も加える必要があると思っている。このままでは来年も結果は変わらない気がする。
- ・ 家庭学習の手引きを配布されていると思うが、活用されるよう取り組んでほしい。

平成 30 年度のねらい

学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施し、また子どもの発達段階に応じた地域間交流や自然体験、集団宿泊体験、職場体験などの体験活動を実施することで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成に努めます。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、国家・社会の形成者としての資質・能力を育むための主権者教育や人権に関する正しい知識と確かな人権感覚を身に付けさせ、自分と他者の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成するために、家庭や地域と連携を図りながら、人権・同和教育を推進します。

不登校については、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化及び不登校の状況に応じた学校復帰に向けた段階的支援の在り方を見直し一層の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

いじめ問題については、いじめ防止対策推進法及び佐賀県いじめ防止基本方針に基づいた学校の組織的な指導体制の強化とともに、家庭、地域、関係機関等との連携強化を図り、いじめの未然防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を更に充実させます。

学校における文化芸術活動の推進については、学校の文化芸術活動の活性化を図る取組を行うとともに、第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会のプレ大会を開催し、本大会の円滑な運営に向けた検証等を行います。

【取組方針】

道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした学校教育全体での心の教育の充実を引き続き推進します。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 道徳教育の推進 (学校教育課)

ボランティア活動や自然体験活動などの体験を重視した道徳教育の充実を図り、生命を尊重する心、思いやる心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性の育成を図りました。

道徳教育に係る研究校及び加配校における成果の周知等を通して、各学校における道徳教育推進教師を中心とした指導体制の強化と全体計画に基づく確実な実施を推進し、各学校での教育活動全体を通じた道徳教育の一層の充実を図りました。

県内すべての公立小・中学校において、「ふれあい道徳教育」を実施し、学校、家庭、地域が連携した道徳教育を推進しました。

市町教育委員会担当者、各学校の管理職や道徳教育推進教師を主な対象とする研修会等を実施し、新学習指導要領の趣旨・内容等に則った「特別の教科 道徳」が確実に実践されるよう努めました。

(2) 体験活動の推進 (学校教育課)

発達段階に応じた地域間交流や世代間交流、ボランティア活動、自然体験活動、生活体験活動、集団宿泊体験、職場体験活動などの取組を推進し、児童生徒の豊かな心を育みました。

(3) 人権・同和教育の推進 (人権・同和教育室)

管理職及び人権・同和教育担当者等を対象とした研修会の充実や人権・同和教育資料での基本的な認識の周知徹底、実践事例の提供などを行うとともに、家庭・地域との連携した人権・同和教育を推進しました。これらの取組により、教育活動全体を通じて、児童生徒に同和問題をはじめとする人権

問題に関する正しい知識や確かな人権感覚を身に付けさせ、自他の人権を守ろうとする意識、意欲や態度の向上及び行動力を育成しました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした心の教育の必要性が十分に認識されるとともに、県内各学校における家庭・地域との連携を図った取組が充実したことで、目標を達成できた。（学校教育課）

【要因分析】

「特別の教科道徳」の全面実施に向け、県内各学校における道徳の授業改善等が図られた。また、「ふれあい道徳教育」の実施率が 100% を維持しつつ、その中で、保護者や地域の方を巻き込んだ取組（授業等）も実施されるようになった。（学校教育課）

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
児童生徒の規範意識や思いやる心に関する質問への回答 (規範意識や思いやる心をみる質問項目で「当てはまる」と回答した児童生徒の割合)	%	小：68.9 中：70.1	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善	前年度より改善
			小：67.5 中：69.3	小：62.0 中：63.3	小：62.6 中：63.8	小：70.3 中：71.1

【取組方針】

心の教育の更なる充実を図るため、学校と連携して取り組むよう家庭や地域に働きかけます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 家庭・地域と連携した心の教育の推進（学校教育課）

県内すべての公立小・中学校において、「ふれあい道徳教育」を実施し、学校、家庭、地域が連携した道徳教育を推進しました。

道徳の研究指定校などにおいて、保護者や地域の方々が参加する道徳授業の在り方を研究し、その成果を県下の学校に広く紹介することで、保護者や地域と連携強化を図った道徳授業の取組を推進しました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

道徳教育や体験活動、人権・同和教育を核とした心の教育の必要性が十分に認識されるとともに、県内各学校における家庭・地域との連携を図った取組が充実したことで、目標を達成できた。（学校教育課）

【要因分析】

「特別の教科道徳」の全面実施に向け、県内各学校における道徳の授業改善等が図られた。また、「ふれあい道徳教育」の実施率が100%を維持しつつ、その中で、保護者や地域の方を巻き込んだ取組（授業等）も実施されるようになった。（学校教育課）

【取組方針】

国・社会の一員としての資質・能力を育むための主権者教育に取り組みます。

平成30年度の主な取組内容

（1）主権者教育の推進（学校教育課）

小・中・高等学校において主権者教育を推進し、国家・社会の形成者として求められる児童生徒の資質・能力を育みました。また、教員対象の研修会を開催し指導力の向上を図るとともに、国の副教材の活用や選挙管理委員会等との連携を深め、指導の一層の充実を図りました。

平成30年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

各学校では、国が作成した副教材を活用するなどして、主権者教育の充実を図っている。また、各学校は、中・高・特別支援学校を対象に研修会や研究会を開催し、弁護士会や選挙管理委員会などの外部機関の協力を得ながら講演会や授業研究に取り組んでいる。（学校教育課）

【要因分析】

各学校は、年間指導計画に基づいて、授業や特別活動、総合的な学習の時間を活用して主権者教育を実施した。（学校教育課）

【取組方針】

小・中学校については、市町が主体で行っている地域ならではの教育資源と地域の人材等を活用した体験活動への支援などを引き続き行います。

平成30年度の主な取組内容

（1）体験活動の推進（学校教育課）

地域ならではの自然や環境、歴史、産業などを題材に、地域人材も活用し行われている特色ある取組を集約し県ホームページで紹介するとともに、成果発表の場を設けて情報を提供することで互いの取組を高め合う機運を醸成するなど、体験活動の推進を図りました。

平成30年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

指標（ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答）について、平成30年度までの目標達成はならなかったが、ふるさと佐賀県への誇りや愛着を育む教育を充実させることで、ふるさと佐賀県への誇りや愛着を一定程度高めることができた。（学校教育課）

【要因分析】

高等学校における『佐賀語り』と講演会等との関連を図った「佐賀県のことを学ぶ時間」が定着しつつあり、且つ、「肥前さが幕末維新博覧会」への参加を勧奨し実際に体験する機会を設けたため、高い実績であった。（学校教育課）

【取組方針】

高等学校を卒業し、社会へ出た後にふるさと佐賀のよさを誇らしく語ることができるように、小・中・高等学校の12年間を通して佐賀への愛着を育む教育に取り組みます。

平成30年度の主な取組内容

（1）さがを誇りに思う教育の推進（学校教育課）

中・高等学校における郷土学習資料を用いた学習活動の位置付けや高校生対象の佐賀に関する講演会の開催、また、小・中・高校生が学習成果を発表する場を設けることなどにより、ふるさと佐賀に対する誇りと自信を持つ児童生徒の育成を図りました。

郷土学習資料をより効果的に活用した指導方法や指導をする教職員自身がふるさと佐賀のよさを再認識するための研修会等を行い、取組の一層の充実を図りました。

平成30年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

平成30年度までの目標達成はならなかったが、ふるさと佐賀県への誇りや愛着を育む教育を充実させることで、ふるさと佐賀県への誇りや愛着を一定程度高めることができた。（学校教育課）

【要因分析】

高等学校における『佐賀語り』と講演会等との関連を図った「佐賀県のことを学ぶ時間」が定着しつつあり、且つ、「肥前さが幕末維新博覧会」への参加を勧奨し実際に体験する機会を設けたため、高い実績であった。（学校教育課）

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問への回答 (ふるさと佐賀への誇りや愛着に関する質問項目で「ある」「どちらかといえばある」と回答した高等学校3年生の割合)	%	82.7	83	86	89	90
			83.8	82.6	80.9	85.2

【取組方針】

不登校やいじめ等、児童生徒の心身、時には生命にもかかわる問題に対して、未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携等の強化に取り組みます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 不登校対策の強化 (学校教育課)

県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備し、学校における不登校対策の充実・強化のための取組を支援しました。

スクールソーシャルワーカーを県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な課題に対し、スクールソーシャルワーカーがコーディネートすることによって、家庭や関係機関等が連携・協力した取組を支援しました。

不登校の問題を抱える学校に非常勤講師を配置し、教育相談主任等が学校の要となって不登校対策や教育相談業務に集中できる環境をつくることで、不登校の未然防止や早期発見・早期対応、学校復帰など、学校における不登校対策強化の取組を支援しました。

訪問支援の豊富な経験とノウハウを有する民間団体と協働し、自宅にこもりがちな不登校児童生徒の自宅を民間団体の支援員が訪問することで、学校復帰へ向けた一歩を踏み出すことができるよう、計画的・継続的にカウンセリングや学習支援等を行いました。

(2) 教育相談体制の充実 (学校教育課)

児童生徒が抱える不安や悩み、様々な問題に対応するため、県内すべての公立学校の児童生徒が、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を引き続き整備し、学校における教育相談体制の充実を図りました。

スクールソーシャルワーカーを県内すべての公立学校に派遣できる体制を整備し、特に学校の取組だけでは解決することが困難な問題を抱えている児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーがコーディネートすることによって、家庭や関係機関等と連携・協力した取組を支援しました。

専任の相談員が 365 日 24 時間、電話による相談対応を行う相談窓口 (心のテレホン、いじめホットライン) を設置するなど、不安や悩みを抱える児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整備しました。

(3) いじめ問題対策の充実 (学校教育課)

佐賀県いじめ防止基本方針に基づき、組織体制の充実及び関係機関等との連携を図りながら、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応及び被害の最小化」、「再発防止」へ向けた総合的な取組を推進しました。

元警察官等を外部人材として学校に派遣し、関係機関等との連携により問題の解決を図るための体制を強化することで、いじめ問題の未然防止や早期対応・早期解決等のための学校の取組を支援しました。

(4) 生徒指導体制の充実(学校教育課)

元警察官等を外部人材として学校に派遣し、少年サポートセンターなどの関係機関等との連携により問題の解決を図るための体制を強化することで、いじめ問題や暴力行為などの未然防止や早期対応・早期解決等のための学校の取組を支援しました。

平成30年度における主な取組結果(自己評価)

【進捗・達成状況】

小・中学校の不登校児童生徒数は、平成28年度に小・中ともに減少に転じたが、平成29年度に再び増加に転じた。不登校対策総合推進事業に取り組んできたが、不登校の要因が多様化・複雑化する中、目標に達しなかった。(学校教育課)

いじめの未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携強化に取り組んできたことにより、認知件数は年々増加しており、目標を達成できなかった。(学校教育課)

【要因分析】

不登校の要因が多様化・複雑化しているため要因の特定がますます難しくなっており、学校の取組だけでは解消を図ることが困難な事案が増加する傾向にあることから、欠席が長期化し、結果的に不登校となる児童生徒が増えていると考えられる。(学校教育課)

いじめ防止対策推進法に基づき各学校でいじめ防止対策の取組が行われているが、教職員のいじめ防止対策への意識が向上したものの、組織的な取組につながっていないことが要因と考えられる。(学校教育課)

参考 成果指標

(上段:目標 下段:実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
いじめ問題への対応に関する学校評価の状況 (いじめ問題への対応に関する学校評価の項目で「十分達成」と評価した学校の割合)	%	35 (25年度)	45	50	55	60
			51.0	47.0	39.9	40.3
小学校、中学校の不登校児童生徒の割合	%	小:0.27 中:2.61 (25年度)	小:0.26 中:2.55	小:0.24 中:2.30	小:0.22 中:2.10	小:0.20 中:2.00
			小:0.46 中:3.08	小:0.43 中:3.14	小:0.49 中:3.44	小:0.20 中:3.74

【取組方針】

小・中学校、高等学校の学校教育や公民館等の社会教育の中で、子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実に取り組みます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 文化芸術活動の活性化 (学校教育課、全国高総文祭推進室)

高等学校における文化芸術活動の一層の活性化を図り、ひいては部員数の増加につなげるため、文化部各専門部に対し、生徒対象の講習会や指導者対象の研修会等の充実のための支援を行いました。

(2) 全国高等学校総合文化祭開催への対応 (全国高総文祭推進室)

第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会開催に向け、生徒を先進県に派遣し、生徒実行委員会の運営等について情報収集を行うなど、開催に向けた具体的な準備に取り組みました。また、プレ大会を開催 (H30. 7 . 21 ~ H31. 3 . 26) し、本大会の円滑な運営に向けた検証を行うとともに、佐賀大会の周知の場として、気運の醸成に努めました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)

【進捗・達成状況】

学校において文化芸術活動に取り組む生徒の育成・強化と文化芸術活動の活性化を図るため、県内高等学校の各部門において、生徒講習会、指導者研修会などを実施した。

第 43 回全国高等学校総合文化祭佐賀大会 (2019 さが総文) の開催に向け、生徒実行委員等を先進県へ派遣し、本大会を見据えた調査と「2019 さが総文」の広報活動を行いました。また、平成 30 年 7 月 21 日から平成 31 年 3 月 26 日にかけてプレ大会を開催し、円滑な運営に向けた検証を行うとともに、各種広報活動を行い、気運の醸成を図った。

柱Ⅱ に関する有識者意見（外部評価）

- ・ 普段から人権感覚や人権意識をどう高めていくかということは、一つの教科の領域だけではなく、学校教育全体でやっていかないといけないと思う。学校、地域を含めているいろいろなところで意識しながら人権を守っていかないといけないと思う。
- ・ P15の指標をみると、子どもたちの規範意識や思いやりが上がっており、数値で見ると、このまま80%、90%と上昇していくと思うが本当にそうだろうか。子どもたちの意識と実際の行動とのギャップはどうか、など複眼的にみる必要があるのではないか。
- ・ いじめの未然防止や早期発見・早期対応ということで、被害者の心のケアを行うことは当然必要だが、加害者側の対応にももう少し取り組んだ方がいいのではないかと思う。人権教育や道徳教育等をとおして日常から他者への思いやりを芽生えさせる取組もあった方がいいと思う。

平成 30 年度のねらい

児童生徒の健康や体力の向上については、学校体育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組みます。

児童生徒の様々な心身の健康課題に対応した保健活動が行われるよう、学校保健計画に基づいて、学校、家庭、地域が連携した指導体制を整備します。

登下校時や校内における事件、事故、災害から子どもを守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、子どもの危険予測、危機回避能力等を向上させます。

【取組方針】

各学校で、児童生徒の体力・運動能力の向上に係る取組が行われるよう支援します。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 体力向上へ向けた学校の取組の充実 (保健体育課)

各学校が体力向上のための目標を設定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果分析により学校の実態を把握することで、課題に応じた体力向上に取り組めるよう、体育主任研修会等において実践例を示すなど、指導・助言を行いました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)

【進捗・達成状況】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 (対象学年：中学 2 年生、小学 5 年生) によると、27 年度は体力合計点で全国平均値を上回ったのが中学 2 年生男女であったが、30 年度は本調査開始以降、初めて全調査対象において全国平均値を上回った。なお、小学校 5 年生男女及び中学校 2 年生女子は、30 年度については過去最高値を記録した。(保健体育課)

【要因分析】

体育・保健体育授業の充実や各施策により、児童生徒の体力・運動能力の向上・改善が図られている。(保健体育課)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値	点	小 5 男子 53.42 (全国 53.91)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
		小 5 男子 53.75 (全国 53.81)	小 5 男子 54.17 (全国 53.93)	小 5 男子 54.43 (全国 54.16)	小 5 男子 54.79 (全国 54.21)	
		小 5 女子 53.53 (全国 55.01)	小 5 女子 54.37 (全国 55.19)	小 5 女子 55.08 (全国 55.54)	小 5 女子 55.24 (全国 55.72)	小 5 女子 55.94 (全国 55.90)

		中 2 男子 42.51 (全国 41.63)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
		中 2 女子 48.46 (全国 48.55)	中 2 男子 42.48 (全国 41.80)	中 2 男子 43.23 (全国 42.00)	中 2 男子 42.91 (全国 41.96)	中 2 男子 43.04 (全国 42.18)
			中 2 女子 49.25 (全国 48.96)	中 2 女子 50.09 (全国 49.41)	中 2 女子 50.01 (全国 49.80)	中 2 女子 51.08 (全国 50.43)

【取組方針】

児童生徒の運動習慣の形成や運動への意欲を高めるために、体力・運動能力向上へ取り組む機運を醸成します。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 体力向上に向けた児童生徒の取組への支援 (保健体育課)

各学校が体力向上のための目標を設定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果分析により学校の実態を把握することで、課題に応じた体力向上に取り組めるよう、体育主任研修会等において実践例を示すなど、指導・助言を行いました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)

【進捗・達成状況】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果 (対象学年：中学 2 年生、小学 5 年生) によると、27 年度は体力合計点で全国平均値を上回ったのが中学 2 年生男女であったが、30 年度は本調査開始以降、初めて全調査対象において全国平均値を上回った。なお、小学校 5 年生男女及び中学校 2 年生女子は、30 年度については過去最高値を記録した。

1 週間の総運動時間が 60 分未満の児童の割合が小学 5 年生女子において、27、28 年度は全国と比較して多く (27 年度 佐賀：15.8%、全国 12.9%、28 年度 佐賀：13.1%、全国：11.6%) 課題であったが、平成 30 年度は全国との差が縮小 (佐賀：13.7%、全国：13.2%) するなど、二極化の改善が図られつつある。(保健体育課)

体力総合評価 (1) を年次別に比較すると、27～30 年度の 4 年間を通して小学 5 年生女子は A、B の割合が増加し、D、E の割合が減少するなど全体的な底上げがなされ、向上・改善傾向にある。(保健体育課)

1：体力総合評価：体力合計点を総合評価基準表にあてはめて、A、B、C、D、E の 5 段階で総合評価したもの。A が体力評価が最も高く、E が最も低い。

【要因分析】

体育・保健体育授業の充実や各施策により、児童生徒の体力・運動能力の向上・改善が図られている。(保健体育課)

小学生において、楽しく運動する経験が不足していることから、運動に苦手意識をもっている児童が多いと思われる。(保健体育課)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値	点	小5男子 53.42 (全国 53.91)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
		小5女子 53.53 (全国 55.01)	小5男子 53.75 (全国 53.81)	小5男子 54.17 (全国 53.93)	小5男子 54.43 (全国 54.16)	小5男子 54.79 (全国 54.21)
		中2男子 42.51 (全国 41.63)	小5女子 54.37 (全国 55.19)	小5女子 55.08 (全国 55.54)	小5女子 55.24 (全国 55.72)	小5女子 55.94 (全国 55.90)
		中2女子 48.46 (全国 48.55)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
			中2男子 42.48 (全国 41.80)	中2男子 43.23 (全国 42.00)	中2男子 42.91 (全国 41.96)	中2男子 43.04 (全国 42.18)
			中2女子 49.25 (全国 48.96)	中2女子 50.09 (全国 49.41)	中2女子 50.01 (全国 49.80)	中2女子 51.08 (全国 50.43)

【取組方針】

学校体育や運動部活動等のスポーツ活動の推進・充実を図ります。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 学校体育の充実 (保健体育課)

教員を対象とした講習会や研修会を実施し、学習指導要領の理念、基本方針、改訂の趣旨及び内容の理解のための周知を行うことにより、専門的な指導力向上を図りました。

小学校の体育授業に授業協力者を派遣し、児童が意欲的に取り組む指導の在り方等について指導・助言を行うことで、指導内容の充実や教員の資質向上を図るとともに、中学校・高等学校においても、授業協力者との連携を図り、体育授業（武道及びダンス）の効果的で安心・安全な実施に取り組みました。

(2) 運動部活動の推進 (保健体育課)

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に役立つなど、生徒の健全な心身の発達に対する教育的効果も大きいことを踏まえ、運動部活動の充実と推進・振興を図りました。

高等学校の運動部活動に外部指導者を派遣することで、運動部活動の充実を図りました。さらに、運動部活動の顧問及び外部指導者を対象とし、運動部活動の学校教育における位置づけや意義、科学的な指導内容や方法に関する研修会を実施することで、指導力の向上を図りました。

学校体育団体が行う強化練習会や強化合宿、アドバイザーコーチ招へい等の取組を支援することで、学校スポーツ競技力の向上を図りました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（対象学年：中学 2 年生、小学 5 年生）によると、27 年度は体力合計点で全国平均値を上回ったのが中学 2 年生男女であったが、30 年度は本調査開始以降、初めて全調査対象において全国平均値を上回った。なお、小学校 5 年生男女及び中学校 2 年生女子は、30 年度については過去最高値を記録した。

【要因分析】

体育・保健体育授業の充実や各施策により、児童生徒の体力・運動能力の向上・改善が図られている。（保健体育課）

小学生において、楽しく運動する経験が不足していることから、運動に苦手意識をもっている児童が多いと思われる。（保健体育課）

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における、本県の調査対象全学年の体力合計点の平均値	点	小 5 男子 53.42 (全国 53.91)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
		小 5 男子 53.75 (全国 53.81)	小 5 男子 54.17 (全国 53.93)	小 5 男子 54.43 (全国 54.16)	小 5 男子 54.79 (全国 54.21)	
		小 5 女子 53.53 (全国 55.01)	小 5 女子 54.37 (全国 55.19)	小 5 女子 55.08 (全国 55.54)	小 5 女子 55.24 (全国 55.72)	小 5 女子 55.94 (全国 55.90)
		中 2 男子 42.51 (全国 41.63)	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上
		中 2 男子 42.48 (全国 41.80)	中 2 男子 43.23 (全国 42.00)	中 2 男子 42.91 (全国 41.96)	中 2 男子 43.04 (全国 42.18)	
		中 2 女子 48.46 (全国 48.55)	中 2 女子 49.25 (全国 48.96)	中 2 女子 50.09 (全国 49.41)	中 2 女子 50.01 (全国 49.80)	中 2 女子 51.08 (全国 50.43)

【取組方針】

安全で安心な学校給食の実施や学校からの情報提供による家庭や地域と連携した食育の実践を働きかけ、食育の充実を図ります。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 安全安心な学校給食の実施（保健体育課）

栄養教諭や学校栄養職員等を対象として異物混入防止対策についての研修を実施するなど、市町教育委員会や学校、民間業者が一体となって異物混入の防止を図り、安全で安心な学校給食を実施しました。

市町教育委員会と共催し食物アレルギー対策指導者研修を実施するなど、食物アレルギー対策の取組を推進することで、安全で安心な学校給食を実施しました。

(2) 食育の充実(保健体育課)

子どもが望ましい食習慣を身に付けるために、「早寝、早起き、朝ごはん実践リーフレット」等を活用し、学校・家庭・地域が連携した食育を推進しました。

朝ごはんを毎日食べる児童生徒の割合を高い水準に維持するよう、食に関する授業研究会で優良事例の共有を行うことで食育担当者の専門性の向上を図るなど、指導の充実に取り組みました。

平成 30 年度における主な取組結果(自己評価)

【進捗・達成状況】

朝ごはんの喫食率は、各学校と家庭、地域が連携した食育の取組により、児童生徒だけでなく、家庭も食の大切さを再認識することができ、朝食を毎日食べる児童は年々増加し、平成 30 年度には 89.6% となり目標を達成した。(保健体育課)

【要因分析】

各学校と家庭、地域が連携した「早寝早起き朝ごはん」実践リーフレットを活用した食育の取組や、食育推進優良校に対する表彰等により、児童生徒だけでなく、学校・家庭も食の大切さを再認識することができたが、食がもたらす健康への影響を意識していない児童生徒もいる。(保健体育課)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
朝ごはんを毎日食べる児童の割合	%	88.3	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上	88.3 以上
			88.3	86.6	88.0	89.6

【取組方針】

家庭や地域の関係機関等との連携により、学校保健計画に基づき、学校保健活動の推進を図ります。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 学校保健の推進 (保健体育課)

学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の生活のリズムを整えるなど、基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理などにより学校保健活動を推進しました。

平成 30 年度における主な取組結果(自己評価)

【進捗・達成状況】

各学校は、学校保健計画に基づいて保健教育及び保健管理を行うとともに、教職員、保護者、学校医等で構成される学校保健委員会を開催し、学校の抱える健康課題の解決に向け研究協議を行っている。30 年度は 99.7% の開催率であった。(保健体育課)

【取組方針】

性に関する指導を推進します。

平成 30 年度の主な取組内容**(1) 性に関する指導の推進 (保健体育課)**

市町立の全中学校及び県立学校を対象に、性に関する指導に造詣の深い産婦人科医等を学校に派遣して講演会等を実施し、性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自他を大切に作る人間性豊かな生徒の育成を図りました。

性に関する指導の基本的な考え方や授業の進め方等について理解を深めるため、各学校の指導者となる教職員向けに研修会を実施し、学校教育全体で性に関する指導に取り組む意識の向上を図りました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)**【進捗・達成状況】**

全ての公立学校が、性に関する指導を学校保健計画に位置づけ実践している。

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
性に関する指導を学校保健計画に位置付け、実践する学校の割合	%	100	100	100	100	100
			100	100	100	100

【取組方針】

児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進します。

平成 30 年度の主な取組内容**(1) 安全教育の推進 (保健体育課)**

防災訓練を含む安全教育を学校安全計画に位置付け、体育科、保健体育科をはじめ、生活科、理科、社会科等の関係教科や総合的な学習の時間、道徳、特別活動等において指導の内容との関連を図りながら、学校教育活動全体を通じ、学校安全に関する教育を推進しました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)**【進捗・達成状況】**

各学校は、学校安全計画に基づいて学校安全に係る教育を行っているが、様々な緊急時を想定した危機回避能力を身につける安全教育の充実を図る必要がある。(保健体育課)

【要因分析】

近年、大規模災害や登下校時の事件・事故等がたびたび発生しているが、学校が実施する避難訓練などの学校安全に係る教育は、危機発生の場面が限られたままで、様々な緊急時を想定したものになっていない学校もある。(保健体育課)

柱Ⅲ に関する有識者意見（外部評価）

- ・ 異物混入事案があっているため、今後も、直接食に対応する民間業者を交えた安全確保に努めていただきたい。子どもたちにとって食べることは、安全・安心でなければならないので引き続きお願いしたい。
- ・ 食育を充実させるために栄養教諭・学校栄養職員が出している“食育だより”をその校区だけで終わらせるのではなく、各種会合で紹介しあったり、取り上げたりする場を設け、地域・家庭を巻き込んだ食育を考えていくことが必要ではないかと思う。
- ・ 朝ごはんの摂食率については、子どもの貧困問題がある中で、どうしてもある一定以上は数値が上がらない。では、残りの10数パーセントの子どもたちがなぜ朝ご飯を食べて来ないのか、そういったところを分析しながら関係各課で連携して摂食率を上げていくということも必要だと思う。
- ・ 朝ごはんを毎日食べる児童の割合が90%近いが、子どもたちが「食べた」と回答した数字であれば、スープ一杯でも「食べた」と思えば、食べたことになるため、中身の質を上げていくことも大事だと思う。
- ・ 性に関する指導というのをどこまで重く考えられているのか報告書には見えてこないが、性に関する指導は必要だと思う。
- ・ 学童保育の中でも性教育の必要性が叫ばれていて、昨年から九州の指導員の研修会の分科会にテーマとして入れられるようになった。自己評価報告書を見ると、性に関する指導の指標が「100%」となっているが、このままで大丈夫なのか、と思う。

時代のニーズに対応した教育の推進

平成 30 年度のねらい

ICT 利活用による学校支援の推進については、継続して、教職員のスキルアップ研修の改善・充実とともに、教育情報システムや I C T 機器等の機能強化、デジタル教材の確保等に一体的に取り組み、現場の検証・反映を行いながら全県規模で教育の情報化を推進します。

グローバル化に対応した教育の推進については、引き続き、海外留学や県主催による短期研修を含む海外研修を推進するとともに、実践的な外国語（とりわけ英語）の運用力を身に付け、交渉力やプレゼンテーション力を高め、我が国の伝統や文化だけでなく、異文化を理解・尊重する態度を涵養します。

県立高校再編整備の推進については、長期的・全県的な視点に立った再編整備を推進します。また、高校教育改革プロジェクト会議等において、県立学校における教育課題の検証・改善を行うとともに、高校入試制度の見直しに向けた検討を行います。

特別支援教育の充実については、特別支援学校の児童生徒の増加等に対応するため、教育環境を整備するとともに、障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するため、引き続きキャリア教育及び職業教育の充実を図ります。また、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援が受けられるよう、教職員等の専門性の向上を図ります。

産業人材の育成については、産学官の連携を図り、教育活動全体を通して、キャリア教育や基礎学力向上、高度資格取得、ものづくり人材育成を推進するとともに、就職を希望する高校生や学校に対する的確な支援を行います。

【取組方針】

教育の更なる質の向上に向け、現場の検証・反映を行いながら全県規模で教育の情報化を推進します。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) I C T 利活用による学校支援の推進（学校教育課、教育情報化支援室）

教職員のスキルアップ研修の改善・充実とともに、教育情報システムや I C T 機器等の機能強化、デジタル教材の確保等に一体的に取り組みました。

市町や国等との連携を図り、あわせて、市町が主体的に I C T 利活用教育に取り組むよう働きかけを行い、教育の情報化の県全域への拡大・充実に努めました。

校種別・教科別研修等、より実践的な研修を実施し、個性を發揮しながら I C T を利活用した質の高い指導が行えるよう教員の質の向上に取り組みました。

(2) I C T 利活用教育環境の整備・充実（教育総務課）

教育情報システム（ S E I - N e t ）の機能強化による、校務負担の軽減や指導の効率・高度化に取り組みました。あわせて、 I C T 利活用教育の核となる教育情報システムの市町教育委員会単位での活用を促進しました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

小中学校において、「 I C T を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合」について、平成 26 年度の 83.8% から平成 30 年度は 87.4% へと上昇が見られたが、平成 30 年度末の目標である 90% を達成できなかった。（教育情報化支援室）

県立高校において、「ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度」について、平成 26 年度の 78.6% から平成 30 年度は 88.6% へと上昇が見られたが、平成 30 年度末の目標である 90% を達成できなかった。(教育情報化支援室)

生徒が、ICT を利活用した質の高い教育が受けられるよう、教員の ICT を利活用した指導法の改善・充実に取り組み、その結果、授業中に ICT を活用して指導する能力のある教員の割合は 90.9% (H29) と高くなっているが、次期学習指導要領に向けて継続した取組が必要となっている。(教育情報化支援室)

SEI-Net の運用期間及び校内 LAN サーバのサポート期間が令和元年度中に終了するため、新システムへの更新等に取り組んでいる。SEI-Net の学習管理機能(オンラインテスト等)については、利用状況が低く、一方で民間事業者の WEB サービスの導入が進んでいること等を踏まえ、新システムでは廃止し、代わりにインターネット回線を増強することにした。(教育総務課)

【要因分析】

小学校では目標を達成したが、中学校では目標を達成できなかった。要因としては、中学 2、3 年生の「楽しみだ」と回答した生徒の割合が比較的 low、中学校において、授業そのものの魅力や生徒の授業への期待感を高める取り組みが十分でなかったためと考えられる。(教育情報化支援室)

県立高校で目標を達成できなかった要因として、3 年生において、進学や就職に向け学習内容が高度化することや専門系高校での実習増加による授業形態の変化が挙げられる。(教育情報化支援室)

次期学習指導要領や ICT 環境の進歩等に対応するため、今後も教員はより効果的な ICT 機器の活用方法を身につける必要がある。(教育情報化支援室)

SEI-Net システムの更新に合わせて、利用状況や昨今の情報技術の進展等を踏まえた見直しの検討が必要である。(教育総務課)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
ICT を利活用した授業を受けるのが楽しみである児童生徒の割合(小・中学校)	%	83.8	85	86	88	90
			83	86	87	87
ICT を利活用した授業に対する生徒の満足度(県立高校)	%	78.6	81	84	87	90
			82	82	86	89

【取組方針】

海外留学、研修旅行に係る経費の支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 海外留学、海外研修に対する支援 (教育振興課)

外国への興味・関心を喚起する事業や海外留学・海外研修に対する経済的支援を実施し、中学生、高校生の海外留学や県主催も含めた海外研修を推進しました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

長期の海外留学及び短期の海外研修の参加者数は、前年度に引き続き目標を達成しており、国内の体験的英語活動への参加者数も目標を達成した。（教育振興課）

【要因分析】

長期の海外留学や短期の海外研修の参加者は増加傾向にある。また、英語や異文化への興味・関心の高まりにより、国内の体験的英語活動の参加者も年々増加しており、グローバル人材の素地を養うための機運醸成及び機会拡大に取り組むことができている。（教育振興課）

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 26 (現状)	H 27	H 28	H 29	H 30
高校生の海外留学生、中・高校生の海外研修旅行者数	人	131	140	160	180	200
			158	220	360	347

【取組方針】

体験的英語活動を推進するとともに、教員の海外研修や国際化に対応した教育方法の調査・研究を行います。

平成 30 年度の主な取組内容

（１）体験的英語活動の推進（教育振興課）

イングリッシュデイ等、県や学校が企画する英語活動への ALT の派遣や、民間施設を活用した英会話体験プログラム等の体験的英語活動を推進しました。また、中高生を対象に英語コンテスト等への参加を促進し、英語による表現力やコミュニケーション力の向上を図りました。

（２）教職員の海外研修等の実施（教育振興課）

教職員の海外研修等を実施し、より実践的な英語を学び、英語力や指導力を高めるための事業に取り組みました。

（３）スーパーグローバルハイスクールに対する支援（教育振興課）

H28 年に佐賀農業高等学校がスーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定校（５年間）となり、農業高校の専門性を活かした農業分野のグローバルリーダーを育成する教育課程の開発を目指し、国内外でのフィールドワークなどに取り組みました。県教育委員会では、その指定校に、研究を進めるうえでの指導や助言、海外研修を行うための支援などを行いました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

長期の海外留学及び短期の海外研修の参加者数は、前年度に引き続き目標を達成しており、国内の体験的英語活動への参加者数も目標を達成した。

【要因分析】

長期の海外留学や短期の海外研修の参加者は増加傾向にある。また、英語や異文化への興味・関心の高まりにより、国内の体験的英語活動の参加者も年々増加しており、グローバル人材の素地を養うための機運醸成及び機会拡大に取り組むことができている。(教育振興課)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
中・高校生の体験的英語活動への参加者数	人	900	925	950	975	1,000
			1,089	1,474	1,335	1,660

【取組方針】

県立学校における教育課題について検証・改善を行うとともに、県立高等学校の再編整備を推進します。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 更なる生徒減少期への対応 (教育振興課)

「新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画(以下「新実施計画」という。)(第1次)」(平成26年12月策定)に基づき、平成30年4月に開校した鹿島高等学校、嬉野高等学校及び白石高等学校並びに改編した葦木高等学校について、円滑な学校運営ができるよう支援しました。また、平成31年度開校予定の伊万里実業高等学校については、平成30年3月に策定した伊万里地区新高校再編整備実施計画により、新高校開校に向け、準備を進めました。

平成28年12月に策定した「新実施計画(第2次)」に基づき、「神埼地区高等学校の学校運営の在り方」、「農業科への専攻科設置の必要性」について検討を進めました。

(2) 県立学校における教育課題の検証・改善(教育振興課)

高校教育改革に係る懇話会における協議や関係団体等からの意見聴取も踏まえ、県立高等学校入学者選抜制度の見直しについて検討を行い、新たな入学者選抜制度を決定しました。

平成 30 年度における主な取組結果(自己評価)

【進捗・達成状況】

県立高校の再編整備により開校する新高校では、再編前の校舎を使用する校舎制をとることから、学校行事、部活動等に伴う移動等への対応として、平成30年度開校の新高校のうち2校で校舎間移動のためのスクールバスを導入した。令和元年度開校の新高校についても、同様にスクールバスを導入した。(教育振興課)

【要因分析】

高校再編については、地域に学校を残してほしいという要望などから、鹿島地区・杵島地区・嬉野地区・伊万里地区の新高校の校地を校舎制としたところである。(教育振興課)

【取組方針】

特別支援教育推進プランに基づき、教育環境の整備や教職員等の専門性向上、職業教育の充実などの取組を推進します。

大和特別支援学校の分校設置に取り組みるとともに、児童生徒数が増加傾向にある他の知的障害特別支援学校についても、整備について検討を行います。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 特別支援学校における特別支援教育の充実（特別支援教育室、教育総務課）

児童生徒数の増加傾向が顕著な大和特別支援学校の分校設置に取り組みました。

県立特別支援学校 6 校においてスクールバスを運行することで、自力での通学が困難な児童生徒の通学を支援するとともに、保護者等の送迎に係る負担軽減を図りました。

社会生活への適応が困難となった児童生徒の治療などを行う児童心理治療施設の開設に伴い、平成 30 年 4 月に、当該施設の入所児童等を対象として学校教育を行う唐津特別支援学校の分校を開校しました。

全ての教職員の進路支援に関する専門性を高めることにより、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備しました。また、知的障害高等部における職業コースの設置を推進することにより、一般企業への就職を希望する生徒の職業自立をより推進しました。

特別支援学校就労支援連絡協議会や特別支援学校就労支援フォーラムの開催などにより特別支援学校と企業等との協働推進体制を強化することで、企業等のニーズに応じた指導の在り方を検討しました。

(2) 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実（特別支援教育室）

特別支援教育コーディネーターを中心とした教職員全体の専門性を向上させるとともに、効果的な校内支援体制の構築を図るための助言等を行うことで、幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の充実を図りました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

特に児童生徒数の増加が著しい大和特別支援学校については、教育環境が良くなるよう、本校に教室を整備したほか、佐賀市南部地域への分校設置を進めた。分校設置については、地元の理解が得られなかったため、本校に教室を再整備することとした。大和特別支援学校以外の教室不足にある特別支援学校も、教室を増設するなど教育環境を整備する必要がある。（特別支援教育室）

保護者の送迎負担が軽減するよう、特別支援学校 6 校でスクールバス運行を開始した。スクールバス利用希望者が乗車定員を上回る学校がある一方で、利用者数が伸び悩む学校もあるなどの課題があるものの、利用する児童生徒にとって、自立と社会参加の観点からの効果があった。（特別支援教育室）

平成 30 年 4 月に児童心理治療施設に入所する児童生徒が通学する唐津特別支援学校好学舎分校を開校した。児童生徒には心理面・行動面・対人面・情緒面等での指導、支援と学力維持・向上の教科指導を行っている。（特別支援教育室）

教員の専門性が向上するよう、特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修を実施してきたが、小・中学校から参加した教員数は、平成 30 年度末の目標の 3,200 人に達しなかった。(特別支援教育室)

特別支援学校高等部生徒の卒業者における就職希望者の割合及び就職希望者における就職者の割合は、平成 30 年度末目標の 34%及び 88%を達成した。(特別支援教育室)

【要因分析】

特別支援学校における教育に対する保護者の理解が深まり、また、中学校の特別支援学級から高等部に進学する生徒が増えたことなどにより、特別支援学校に通う知的障害のある児童生徒数が増加している。(特別支援教育室)

児童生徒が利用しやすい運行となるよう、小型バスから中型バスへの変更(車いす利用者の利便性を考慮)や運行コース・乗降場所の見直しなどを行った。利用する児童生徒にとって、乗降場所でバスを待つことや、落ち着いて着席しておくことなどの一つ一つが貴重な経験となっている。(特別支援教育室)

児童心理治療施設に入所した児童生徒は、心理面・行動面・対人面・情緒面等での指導、支援が必要であるほか、それまでの家庭等の環境から学力不足や学習意欲の低下等の課題があったが、安心して学習できる環境を整備することができた。(特別支援教育室)

研修に参加しやすい、夏季・冬季の長期休業期間に研修日を設定した。しかし、研修日が夏季休業日短縮による授業日と重なったことにより参加できなかった者がいたほか、年末の冬季休業期間は参加者が少なかった。こうしたことがあり、夏季休業短縮等を考慮した研修日を設定し、平成 30 年度は 4 月に研修日を周知したが、参加者数は伸びなかった。(特別支援教育室)

キャリア教育の理念を踏まえた授業実践をはじめ、知的障害特別支援学校での職業コースの設置、一般就労への意欲を高めるような進路指導と能力や適性に応じた就労支援、就業体験や企業現場における作業学習など、企業等と連携した取組を行った成果と考えている。(特別支援教育室)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H 26 (現状)	H 27	H 28	H 29	H 30
「特別支援教育コーディネーター等スキルアップ研修」に小・中学校より参加した教職員等の累計	人	773 (H23～ H26 の 平均)	800	1,600	2,400	3,200
			784	1,485	2,218	2,868
特別支援学校高等部の生徒における就職希望者の割合	%	34	34	34	34	34
			30	30	35	38
特別支援学校高等部の生徒の就職希望者における就職者の割合	%	88 (H23～ H26 の 平均)	88	88	88	88
			97	96	100	98

【取組方針】

「ものづくり」を再評価する機運の醸成や人材育成、技能・技術の磨き上げを進め、技能・技術を持つ人がこれまで以上に尊敬、評価され、また多くの若者が更に誇りと自信を持ち、ものづくりに従事できるよう「ものづくりを支える人・風土づくり」を推進します。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 基礎学力の向上及び高度資格取得の推進（学校教育課）

学力状況調査テストや学科別の合同学習会等を実施し、専門・総合学科高校生の基礎学力向上を図りました。また、より専門的な知識や技術の習得を図るとともに、高度な資格取得を目指しました。

(2) ものづくり人材育成（学校教育課）

知事部局の「ものづくり人材創造事業」の一環として、工業系高校の長期インターンシップや児童生徒を対象としたものづくり教室を実施することにより、ものづくりへの意欲の高まりと、専門的な技能・技術の向上を図るとともに、児童生徒のものづくりへの興味・関心と理解を深めました。

産業教育フェアを実施し、工業系高校をはじめ専門高校生等の学習成果を展示や実演などで紹介することにより、産業教育への興味・関心を高めるとともに、生徒の主体的な活動や生徒間交流の一層の推進によって、産業教育の活性化と充実を図りました。

幕末・維新时期の日本におけるものづくりをリードした佐賀のものづくりの技術を再認識し引き継ぐことで、工業高校生が、将来、日本のものづくりをリードできるよう、新しい技術を習得し、専門的な技能・技術の向上を図るとともに、ものづくりへの興味・関心と理解を深めました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

工業系高校生の県内就職率について平成 29 年度は 44.9%と、平成 27 年度の 41.6%より 3 ポイント増加しており、工業系高校生（2 年生）の県内ものづくり企業の認知度についても平成 29 年度は 81%と、平成 28 年度の 71%から 10 ポイント増加している。（学校教育課）

【取組方針】

高校生や大学生等（県外進学者を含む。）の県内就職を促進し、若者の県内定着を図ります。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 高校生の就職支援の充実（学校教育課）

キャリア教育の推進やインターンシップ等の促進により、企業理解を深め、専門的な知識や技能・技術の向上を図るとともに、熟練技能者や卒業生等を学校に招き、産業界の求める人材、働く上での心構えなどについて学ぶ機会を設けるなど、高校生の就職支援に繋がりました。

経済団体への雇用の働きかけや産学官の情報交換会等の充実を図るなど、知事部局等と連携した就職支援に取り組みました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

関係団体や知事部局と連携し、産学懇談会や県内事業所を学校に招いての県内企業説明会を実施した。

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H 26 (現状)	H 27	H 28	H 29	H 30
県内高校生の県内就職者数	人	1,658	1,658	1,658	1,658	1,658
			1,566	1,642	1,635	1,635 (見込値)

柱Ⅳ に関する有識者意見（外部評価）

- ・ 高校の再編が進んでいる一方で、県としては、ものづくりや農業、工業に対して高校でやっていくということはこれからの時代も重要になってくると思っているので、高校再編と普通科・実業系の考えからの2つのバランスをとっていくことが必要だと思う。
- ・ 新高校を校舎制にした学校について、地域の方々の要望があって校舎を残す、ということだと思うが、一方で校長、教頭は少なくなるが、外から見ると学校の環境としては再編前とそんなに変わらず、一体感がなかなか生まれないのではと思う。ある程度の規模があってこそ、生徒の学びにつながると思うが、規模が小さくなる中でいかに学校を活性化していくかが重要だと思う。
- ・ 共生社会ということで地域により近い環境で学びの場をつくるという視点からも、大和特別支援学校の分校設置については良い取組だと思っていたが、分校設置が実現できなかったのは残念であった。こういう取組は、川副地区に限らず、広げてほしい。

教育活動を支える環境の整備

平成 30 年度のねらい

優秀な教職員の確保・育成については、教育に対する使命感・情熱に加え、豊かな人間性や実践的な指導力を備えた教職員を確保・育成するとともに、教職員のキャリアステージに応じた研修の実施による、資質や実践的指導力の向上、また教職員の多忙化の軽減やメンタルヘルスの保持・増進を図ります。

学校施設の整備については、老朽化対策やユニバーサルデザイン化による施設改修、耐震化に伴う施設移転などに取り組みます。

また、学校における危機管理体制の確立・強化、教職員の危機管理能力の向上を図ります。

信頼される学校づくりのため、学校、家庭、地域が相互に理解し連携しながら、それぞれの立場から学校の教育活動を支援する取組を推進します。

修学支援については、育英資金や各種支援金により負担軽減を図ります。

【取組方針】

教員採用選考方法を改善し、優秀な人材の確保に取り組みます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 教員採用試験の選考方法・内容等の改善・充実 (教職員課)

教員採用選考方法の充実や工夫・改善を行い、創造性に富み、豊富な社会体験や最新の知識など様々な能力や特性などを持つ優秀な人材を幅広く求めることで、教育現場の課題に適切に対応できる教員の確保に努めました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)

【進捗・達成状況】

教科に対する深い知識や高い指導力を備えた教職員の育成・確保を図るため、専修免許状を持つ教員数の増加策に努めた結果、目標数を達成した。(教職員課)

【要因分析】

採用試験の改善、現職教員の教職大学院への派遣等により専修免許状を持つ教職員が増加した。(教職員課)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
専修免許状を持つ教員数	人	702	730	770	810	850
			733	773	831	865

【取組方針】

大学との連携により、指導力のある教員を養成していきます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 大学との連携による指導力ある教員の養成 (教育振興課、教職員課)

県の求める資質を備えた人材を養成するため、佐賀大学との連携の下、共同で養成課程の評価・改善などに取り組み、教育現場の現実的な課題を踏まえた養成課程が実現されるよう努めました。また、教員志望の学生が、県内の教育現場において、学習指導はもとより学校行事や体験活動等の様々な教育活動に携わる「教育ボランティア活動」を推進しました。

佐賀大学(教育学部等)とも連携し、佐賀大学教職大学院への派遣に加え、農・理工・経済学部の大学院にも派遣を継続することで、地域における教科指導のリーダーとなりうる、専門的で高度な知識や技能を持つ教員の育成に努めました。併せて、県外の教員養成系大学の大学院及び教員養成系大学の附属学校への教員派遣を継続しました。

平成 30 年度における主な取組結果(自己評価)

【進捗・達成状況】

佐賀大学との連携・協力協定に基づく「教育ボランティア活動」や「教職実践演習」における指導等を通じ教員志望の学生の教職への意欲や実践力を向上させることができた。(教育振興課)

【要因分析】

「教育ボランティア活動」では、教育実習前の学生に教育現場において様々な教育活動を体験させ、「教職実践演習」では、教職課程履修の学生に教師として必要な基礎的資質の形成を促している。(教育振興課)

【取組方針】

キャリアステージに応じた教職員研修のほか、民間企業等の体験研修を実施していきます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) キャリアステージに応じた教職員研修の充実 (教育振興課、教職員課)

「学校評価」や「教職員人事評価制度」を通じて得られた成果や課題などを踏まえ、階層別研修の見直しや専門研修、課題別研修の整理・体系化など、研修の充実を図り、教職員のキャリアステージに応じた研修体系による資質や能力の向上に取り組みました。

佐賀大学等とで構成する教員育成協議会での協議を経て策定した「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」(教員育成指標)の活用を図るとともに、当該指標を踏まえた教員研修計画を策定しました。

(2) 民間企業等への体験研修の実施(教育振興課、教職員課、教育総務課)

民間企業や国、知事部局及び県警察本部への派遣研修を実施し、教員の社会的視野を広げて指導力の向上を図りました。

2年目研修において民間企業等への体験研修を実施し、社会人としての広い視野や柔軟性に富む職務遂行能力など、教職員としての資質及び指導力の向上を図るとともに、学校と地域社会との連携を強めることで開かれた学校を推進しました。

平成30年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

階層別研修の見直しや研修の整理・体系化などを行うとともに、キャリアステージに応じた研修体系による資質能力の向上に取り組んできた。また、小学校において初任者研修を見直し、メンター制と融合することにより、学校全体で初任者を育成する意識を高めるとともに、学校の組織力向上を図ることとした。（教育振興課）

【要因分析】

教員の大量退職に伴い、増加する若手教員を育成する中堅教員は減少する一方で、教員が対応すべき学校課題は多種多様化している。（教育振興課）

【取組方針】

英語教育やICT利活用、いじめ等の教育課題に応じた研修の充実に取り組みます。

平成30年度 of 主な取組内容

（1）専門的で高度な知識や技能を持つ教職員の育成（教育振興課、学校教育課）

佐賀大学（教育学部等）とも連携し、中堅教諭等資質向上研修等の機会に、大学の多様な資源を効果的に活用した各種の専門的な研修機会を提供しました。さらに、地域における学校教育のリーダーとなりうる、学校経営等のマネジメント力や高度な教科指導力等、より専門的な知識や技能を持つ教員の育成のため、教職大学院等に現職教員を派遣しました。

教員の英語力及び指導力の向上を図るための研修を実施することで、英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化しました。

校種別・教科別研修等、より実践的な研修を実施し、個性を發揮しながらICTを利活用した質の高い指導が行えるよう教員の質の向上に取り組みました。

いじめの防止等のための実践的な事例研修会を開催し、いじめ問題に対する教職員の意識と対応力のさらなる向上を図りました。

平成30年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

英語教育推進リーダー中央研修伝達講習について、全ての受講希望者が全日程に参加できるよう日程調整等を行ってきたことにより、平成30年度までの受講者数が572人となり、目標を達成した。（学校教育課）

ICT機器のトラブル等への迅速な対応、教員の負担軽減等のため、ヘルプデスク現地員の配備やICT機器の機能強化等に取り組んでおり、一定の環境整備が図られている。

【要因分析】

英語教育推進リーダー中央研修伝達講習については、他の研修との日程調整を図るとともに、全3日間のそれぞれの講習日の間隔を空けたり、夏季休業中に実施したりするなど参加しやすい日程とした。
(学校教育課)

機器トラブル等への対応や教員の負担軽減が図られ、授業に専念できる環境が整備されている。(教育情報化支援室)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
英語教育推進リーダー中央研修伝達講習に参加する教員数	人	0	140	270	410	550
			138	285	426	572

【取組方針】

学校現場における業務改善に取り組みます。

平成30年度の主な取組内容

(1) 教職員の多忙化の軽減(教職員課)

教職員の多忙化を軽減するため、県教育委員会や市町教育委員会において、会議の縮減や「勤務時間の適正化」等に係る通知の発出、調査・提出物の見直しなどスリム化を図り、学校現場の業務改善計画を実践しました。市町立学校においては教育事務所主催及び市町教育委員会に設置されている「多忙化対策検討会」、県立学校においては各学校に設置されている「衛生委員会」を中心に、多忙化解消に係る優良事例の共有を行うなど、教員の多忙化の軽減に向けて取り組むよう働きかけました。

単独での指導及び引率ができる部活動指導員の導入について、市町と共に、学校規模と校務分掌別および配置人数別にそれぞれ検証するとともに、部活動顧問教員などの負担軽減や部活動の推進・充実等に対する「部活動指導員」の有効性を検証しました。

平成30年度における主な取組結果(自己評価)

【進捗・達成状況】

学校現場における業務改善を推進するため、平成30年5月末までに県及び県内全市町で業務改善計画の策定が完了した。また、部活動指導員を活用した場合の顧問教員の負担軽減について研究を行うとともに、「運動部活動の在り方に関する方針」の策定等により、適正な部活動のあり方について啓発に取り組んだ。(教職員課、保健体育課)

【要因分析】

業務改善計画の策定は完了したが、計画を実効性あるものとしていくため、地域・保護者・関係機関との連携による学校との役割分担の適正化や教職員の意識改革、若手教員の支援などをより一層進めていく必要がある。また、複数顧問配置ができていない学校もあることから、単独で指導している顧問教員がおり、さらに、専門外の競技等を担当する教員も多く、指導に苦慮している現状がある。(教職員課、保健体育課)

【取組方針】

安全・安心な学校施設を整備（改築、保全）します。

平成 30 年度の主な取組内容

（１）学校施設の整備推進（教育総務課）

学校施設の特性に応じた長期保全計画（個別施設計画）を策定するとともに計画的に施設の改築及び保全工事を実施することで、学校施設の老朽化対策を行いました。また、国庫補助事業活用等の助言を行うことで、市町立の小・中学校においても老朽化対策などによる施設環境の改善が計画的に実施されるよう努めました。

県立学校のユニバーサルデザイン化整備や施設・設備の改修に取り組むことで、誰にとっても利用しやすい学校施設、体調管理に配慮した学習施設環境の提供、施設・設備の機能の維持向上などを図りました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

最優先に取組んでいた学校施設の耐震化は、平成 30 年度末現在 99.3%の達成率となり完了の目処があった。学校施設の老朽化対策として平成 30 年度に長期保全計画を策定した。（教育総務課）

誰でも利用しやすい学校施設の UD 化や教育内容・指導方法の充実に向けた ICT 機器の整備や機能強化を行った。（教育総務課、教育情報化支援室）

【要因分析】

耐震化はほぼ完了したが、施設の老朽化が進んでおり、今後、一斉に更新時期を迎えることから、施設の長寿命化、更新時期の平準化等を図っていく必要がある。（教育総務課）

障害のある生徒の入学に合わせた学校施設の個別整備のほか、教育内容の充実に向けて整備した ICT 機器の機能の維持・充実にさせるための改修、更新などが必要である。（教育総務課、教育情報化支援室）

参考 成果指標

（上段：目標 下段：実績）

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
長期保全計画の策定・整備			計画策定 9月まで	調査・計画 (第 期)策 定	調査・基本方 針及び計画内 容の検討	基本方針及び 計画策定
			策定期間の見 直し	調査	調査・基本方 針及び計画内 容の検討	県立学校施設 長寿命化計画 を策定

【取組方針】

教育内容・指導方法の高度化等に対応した学校施設・設備の充実や、安全・安心で質の高い学習環境の提供に取り組みます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) I C T 環境の整備 (教育総務課、教育情報化支援室)

市町における教育委員会単位での教育情報システムの導入・活用の促進と教育情報システム (S E I - N e t) の運用、管理、改修を行いました。

県立学校での教育活動の充実に向けた、機器整備と機能強化を行いました。

(2) 情報セキュリティ対策の強化 (教育総務課)

学校教育ネットワークに対する不正アクセス事案を受け設置した、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策検討委員会提言を踏まえ、実施計画に基づき情報セキュリティ対策に取り組みました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)

【進捗・達成状況】

SEI-Net 校務系機能 (成績処理や文書管理等) の利便性の改善を図るため、その都度、部分的な改良を加えてきた。また、SEI-Net の運用期間及び校内 LAN サーバのサポート期間が令和元年度中に終了するため、新システムへの更新等に取り組んでいる。(教育総務課)

学校教育ネットワークへの不正アクセス被害を受け、万全の情報セキュリティ対策を施し、被害を未然に防ぐため、佐賀県学校教育ネットワークセキュリティ対策実施計画に則った取組を実施。(教育総務課、教育情報化支援室)

誰でも利用しやすい学校施設の UD 化や教育内容・指導方法の充実に向けた ICT 機器の整備や機能強化を行った。(教育総務課、教育情報化支援室)

【要因分析】

SEI-Net 校務系機能の利便性の改善を求める現場 (県立学校、市町教育委員会) からの要望に対応するため、システム更新に合わせ、実情に即した改修を行う必要がある。(教育総務課)

学校教育ネットワークに関する情報セキュリティについて、関係職員等の基礎的・実践的なセキュリティ知識を醸成するためには、継続的な取組の必要がある。(教育総務課)

障害のある生徒の入学に合わせた学校施設の個別整備のほか、教育内容の充実に向けて整備した ICT 機器の機能の維持・充実をさせるための改修、更新などが必要である。(教育総務課、教育情報化支援室)

【取組方針】

登下校時・校内における児童生徒の安全の確保を図ります。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 学校の安全管理の充実（保健体育課）

学校安全計画の検証改善を適切に行い、学校環境や学校生活の安全管理の充実を図りました。また、関係機関、地域社会、保護者と連携の上、通学路の合同点検の実施等により、通学路の安全性を確保しました。さらに、通学路合同点検実施の際には、各市町教育委員会への指導・助言を行いました。

平成 30 年度における主な取組結果（自己評価）

【進捗・達成状況】

各学校の安全管理マニュアル策定の指針となる「教育現場における安全管理の手引き」について、東日本大震災等での厳しい教訓や新たに得た知見、国等からの通知等を踏まえ適宜改訂・補追するとともに、各学校の安全管理マニュアルの点検及び防犯・防災体制に対して指導、助言を行ってきた。（保健体育課、教育総務課）

【要因分析】

各学校が定める安全管理マニュアルは、その実効性を高めることが極めて重要であり、訓練を通じた内容の検証はもとより、マニュアルに基づく基本的行動の習熟や保護者への啓発、絶え間ない見直しを促していく必要がある。（保健体育課）

【取組方針】

学校の危機管理体制の確立・強化を図ります。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 学校の危機管理体制の整備・充実（教育総務課）

県教育委員会で作成した「教育現場における安全管理の手引き」及び各学校における危機管理マニュアル等について絶えず検証し、必要な見直しを行うとともに、新任管理職などを対象とした危機管理研修や学校における全職員対象の校内研修の実施などを通して、危機管理能力の更なる向上を進めました。

万一の際に関係者が迅速かつ効率的に情報を共有し、的確な対応ができるよう、関係者間の報告・対応ルールの適切な運用を図りました。

【進捗・達成状況】

各学校の安全管理マニュアル策定の指針となる「教育現場における安全管理の手引き」について、東日本大震災等での厳しい教訓や新たに得た知見、国等からの通知等を踏まえ適宜改訂・補追するとともに、各学校の安全管理マニュアルの点検及び防犯・防災体制に対して指導、助言を行ってきた。（保健体育課、教育総務課）

【要因分析】

各学校が定める安全管理マニュアルは、その実効性を高めることが極めて重要であり、訓練を通じた内容の検証はもとより、マニュアルに基づく基本的行動の習熟や保護者への啓発、絶え間ない見直しを促していく必要がある。(保健体育課、教育総務課)

【取組方針】

学校評価の質の向上により、学校運営の改善に向けた取組を充実させます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 学校組織マネジメントの確立(教育振興課)

学校経営が、学校の組織として機能的に行われるよう、大学等とも連携しながら、管理職や中堅教員等を対象とした組織マネジメントに関する研修を実施し、学校経営の改善を図りました。

県内全ての公立学校において、学校評議員会を開催するとともに、教育活動や学校運営について学校評価を実施しました。その際、各学校は達成目標を数値化し、達成状況や結果を公表しながら、保護者や地域住民の理解と協力を得て、学校教育の充実に取り組むとともに、一体となって児童生徒を育てる開かれた学校づくりを推進しました。

平成 30 年度における主な取組結果(自己評価)

【進捗・達成状況】

県内すべての公立学校が、学校評価を活用した学校運営の改善のための具体的な取組を行っていることなどにより、平成 30 年度は目標数を達成した。(教育振興課)

【要因分析】

平成 29 年 3 月に作成した「学校評価活用ガイド」の普及により、これを参考とした各学校の改善に向けた取組が進んでいる。(教育振興課)

参考 成果指標

(上段：目標 下段：実績)

指標名	単位	H26 (現状)	H27	H28	H29	H30
学校評価を学校運営の改善に活用できたと回答した学校数の割合	%	25 年度間	調査開始 26 年度間	前年度以上	前年度以上	前年度以上
			64.5	65.6	78.2	83.5

【取組方針】

就学支援金制度や奨学給付金制度等により授業料及び授業料以外の教育費負担軽減を図ります。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 修学支援の充実 (就学支援金・奨学給付金)(教育総務課)

県立高等学校における授業料の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に資するため、16,407 人 (全体の 86.4%) の県立高等学校の生徒に対し、公立高等学校の生徒に対し、公立高等学校就学支援金を支給しました。

授業料以外の教育費 (教科書費、教材費、学用品費、修学旅行費等) に支援するために 2,594 人 (全体の 13.7%) の生活保護受給世帯及び市町村民税所得割額非課税世帯の県立高校生の保護者に対し、奨学の為の給付金を支給しました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)

【進捗・達成状況】

授業料以外の学用品購入等のための奨学給付金の支給時期を平成 29 年度から前倒しし (11 月末 9 月末) 保護者負担の軽減を図った。(教育総務課)

【要因分析】

奨学給付金については、就学支援金との事務処理の調整等を行い、支給時期を見直した。(教育総務課)

【取組方針】

必要な人に必要な額の育英資金が貸与できるように努めます。

平成 30 年度の主な取組内容

(1) 修学支援の充実 (育英資金)(教育総務課)

経済的理由により修学が困難な高校生に対し、要件を満たす希望者全員に育英資金を貸与しました。また、返還金が今後の貸与者への財源となることから滞納の発生防止に努めるとともに、滞納者の状況にも配慮しながら滞納対策を行い、育英資金制度の適切な運営に努めました。

平成 30 年度における主な取組結果 (自己評価)

【進捗・達成状況】

経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、要件を満たす希望者全員に育成資金を貸与した。(教育総務課)

【要因分析】

必要な人に必要な額の育英資金が貸与できるよう育英資金貸付金の返還率の向上、未収債権削減など適正な運営を行うことで財源確保を行う必要がある。(教育総務課)

柱Ⅴ に関する有識者意見（外部評価）

- ・ 教員採用試験の選考方法の内容改善として年齢制限の緩和をされているが、本当に指導力をもった教員、質の高い教員を募集するうえで良いことだと思う。改善することによって教員が即戦力として活躍できるため、年齢制限の緩和は良かったと思う。
- ・ 大学との連携で教職大学院への派遣というのがあるが、派遣された先生が活躍している話も聞くので、今後も引き続き取り組んでほしい。ただ、なかなか狭き門という話も聞くので、教員の専門性を高めるという意味でも拡大していくということも考えてほしい。
- ・ 教育ボランティア活動も意義ある内容だと思っているので、更なる充実をお願いしたい。
- ・ 先生が自分の特性を生かすという意味でもキャリアステージを活かしながらやっていくのは重要だと思うのでさらに充実させてほしい。
- ・ 教職員の多忙化の軽減は、待ったなしの状態で行われていると思う。出退勤カードや一括でのPC入力などにより出退勤を把握されているということだが、まだ学校にいるけどタイムカードを切っているという状況もなきにしもあらずだと思う。時間を区切るについては、どこかにしわ寄せが来ないように何かを減らすことをしないと難しいというのが実態としてわかっているので、県としてのリードが重要になってくると思う。

平成 30 年度のねらい

ふるさとの文化財は、今もなお地域の人々の心のよりどころとなるものです。しかしながら、価値観が多様化した現代にあっては、ややもするとその認識が薄れ、後世に引き継がれなくなってしまうおそれがあります。

このため、地域に伝えられてきた文化財について、そのすばらしさを再発見・再認識し、価値ある文化財を後世に伝えていく必要があることから、埋蔵文化財をはじめ、各種文化財の調査を行い、重要なものについては保存・整備し、活用します。

【取組方針】

文化的・歴史的資産の調査・研究、管理・保存及び民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化の継承に取り組みます。

世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡の内容・価値を分かりやすく紹介し、来訪者の増加及び満足度向上につなげるよう、活用を進めます。

平成 30 年度の主な取組内容**(1) 県内文化財の調査と適切な保存（文化財保護室）**

地域に残された文化財の調査を行い、重要な文化財の適切な保存を図りました。

必要に応じて確認調査を実施し、確認された遺跡については保存について協議を行い、やむを得ず壊される遺跡については発掘調査を行い、記録保存を図ることで、公共事業等の開発と文化財保護との調整を行いました。

佐賀藩の近代化遺跡の歴史的価値を更に明らかにするため、佐賀市教育委員会が実施する精錬方跡の重要産業遺跡調査を支援しました。

(2) 指定文化財の整備と後世への継承（文化財保護室）

劣化・毀損が進んでいる貴重な文化財について、補助を行うことにより、早急に修理・保存施策を講じました。

風俗慣習や民俗芸能など地域の文化を再認識し、重要なものは文化財指定を行い、その継承や後継者育成のために必要な施策を講じました。

「吉野ヶ里遺跡」、「名護屋城跡並びに陣跡」、「基肄（椽）城跡」などの拠点的遺跡について、調査研究や整備促進を図ることにより、遺跡の価値を顕在化させるとともに、国内交流・国際交流の推進や情報発信を行いました。

(3) 三重津海軍所跡の発掘調査・整備の促進（文化財保護室）

佐賀市教育委員会が行う「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産に登録された三重津海軍所跡の発掘調査や整備を支援しました。また、県が行う「発掘調査成果発表会」などの機会を利用して、発掘調査の成果や整備状況を紹介することにより、情報発信を行いました。

(4) 文化財に対する県民の理解(文化財保護室)

県民の文化財に対する理解を高めるために、窯跡保護のパンフレットの作成・配布などの文化財の保護に関する各種施策や各種講座・メディアの活用による啓発を行いました。また、県のホームページにおいて紹介している県内の文化財について、適宜、より分かりやすい内容となるよう努め、更に発掘調査の成果を紹介するなどしました。さらに、明治維新150年記念事業として行う、「佐賀城跡発掘調査事業」の成果について、佐賀城本丸歴史館と共同で現地説明会等を開催し、広く県民に紹介しました。

明治維新150年を契機に、佐賀県内にある多くの近代化遺産の存在やそれが果たした役割を多くの人に知ってもらい、県民と次世代を担う子供たちに佐賀への誇りと愛着を持ってもらうとともに、文化財への関心を深め、文化財の保護につなげました。

平成30年度における主な取組結果(自己評価)

【進捗・達成状況】

文化財の保存及び活用のため毎年度30前後の事業に対し補助を行い、助言・指導も含め、効果的な事業実施への支援ができた。(文化財保護室)

【要因分析】

事業実施者に対し、適時適切な工法や部材選定などについて助言・指導を行った結果、効果的な事業実施につながった。(文化財保護室)

柱Ⅵ に関する有識者意見（外部評価）

- ・ 文化財は、佐賀県の財産であり、国の財産であるため、もっと PR してほしい。
- ・ 先人に学ぶというところで、ものづくり教育にも関係があるし、子どもたちが佐賀を誇りに思う教育というところにもつながる。文化財の PR をしながら子どもたちが佐賀でよかった、佐賀はすごいと思えるように、教育委員会と連携した取組を進めてほしい。

用語解説

「平成 30 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」における用語の解説を記載しています。

複数箇所に出てくる用語については、最初に出てきた箇所に準じて順番に記載

ICT

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

全国学力・学習状況調査（全国調査）

文部科学省が、全国的な子どもたちの学力状況を把握するために、平成 19 年度から実施している調査。国・公・私立学校の小学 6 年、中学 3 年（原則として全児童生徒）を対象に、教科に関する調査（平成 30 年度は、国語、算数・数学及び理科）と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査が実施される。

佐賀県小・中学校学習状況調査（県調査）

佐賀県が、県内の児童生徒の学力状況を把握するために、平成 14 年度から実施している調査。4 月は小学 5・6 年、中学 1～3 年を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学）と児童生徒及び教師への意識調査を実施。12 月は小学 4～6 年、中学 1・2 年を対象に教科に関する調査（国語、算数・数学、社会、理科、英語（中学のみ））を実施。

佐賀県学力向上対策検証・改善委員会

大学関係者、有識者、保護者、教育関係者等からなる組織で、全国・県調査の結果から学力向上に向けての課題を抽出し、指導方法等の検証・改善、学校等の取組状況の成果検証を行う。

学力向上の検証・改善（PDCA）サイクル

全国調査や県調査等の結果を活用し、児童生徒の学力向上に向け、計画（plan）、取組（do）、結果分析（check）、取組の見直し（action）を繰り返し行い、継続的に学力向上に向けた取組の改善を図るための手法。佐賀県では、年 2 回のサイクルで実施。

学力向上推進教員

高い教科指導力があり、また学力向上を支える学級経営等、幅広い知見を有する教員で県内 10 校に各 1 名配置。勤務校に週 3 日、勤務校以外の支援校（1～2 校）に週 2 日勤務し、チームティーチングによる授業改善やモデル授業を行い、教員へ指導力向上のための助言や学校の改善計画等各学校の課題に応じた支援を継続的に行う。

主体的・対話的で深い学び

子どもたちが、学習内容を自らの生活や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質や能力を身に付け、生涯にわたって主体的に学び続けることができるようにするため、子どもたちが「どのように学ぶか」という学びの深まりを重視した学び。

従来の教師による説明を中心とした受け身の学習から、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の 3 つの視点での児童生徒による能動的な学習や授業の改善が求められている。

大学入学共通テスト

現在の大学入試センター試験に代わり、平成 32 年度から導入される。大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とし、各教科・科目の特質に応じ、思考力・判断力・表現力を中心に、知識・技能の状況についても評価を行うこととされている。

国語及び数学においては、現在のマークシート方式の問題に加え、記述して解答する問題が加わる。

理科専科指導教員

専門的な知識や技能が必要となる小学校 5、6 年生の理科において、よりきめ細かな指導を行うため、指導方法の工夫改善に取り組む学校に配置している教員。理科専科指導教員と学級担任の 2 人による学習指導を行っている。

学力向上フォーラム

家庭・地域の教育力向上のため、県内 2 カ所の市町教育委員会との共催及び佐賀県 P T A 連合の後援を受け開催。開催市町の課題改善に向けた講演や先進的な取組についての実践報告などを行う。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・能力を育てる教育。自己の在り方や生き方について考える姿勢を養うとともに、若者の勤労観・職業観等の価値観の形成・確立を目指すなど、社会的・職業的自立に向けて必要な能力や態度の育成を目指す。社会人講師による講話や職場見学、インターンシップなどの取組を行う。

小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制（小学校低学年）

確かな学力の定着の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣を身につけることを目的として、小学校第2学年において36人以上の学級がある学校に教員を1人加配し、小規模学級又は複数の教師が指導にあたるチームティーチングのどちらかを市町教育委員会が学校の実情に応じて選択できるようにしている。

小規模学級又はチームティーチングによる指導の選択制（中学校第1学年）

中学校第1学年において不登校などの発生件数が急増する、いわゆる「中1ギャップ」を解消し、学力向上の前提となる生徒指導面の充実を図るとともに、個に応じた指導の充実を図るため、平成21年度から行っている。学校の実情に応じて、35人以下の小規模学級やチームティーチングを選択し、きめ細かな指導のための環境整備をしている。

豊かな心を育む教育の推進

佐賀県いじめ防止基本方針

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止基本方針も参酌し、本県におけるさらなるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として平成26年9月に策定。国の基本方針の改定を踏まえ平成30年2月に改定した。

道徳教育推進教師

学校における道徳教育の推進を主に担当する教師。道徳教育は、学校の教育活動全体で取り組むものであり、学校が組織体として一体となって進める必要があることから、平成20年告示の学習指導要領からすべての小・中学校に位置付けるよう示された。

ふれあい道徳教育

学校、家庭、地域が連携した道徳教育の推進を目的に、県内全ての公立小中学校において、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開するとともに各学校が自校の道徳教育の取組を紹介している。

特別の教科 道徳

平成27年3月の学習指導要領の一部改正等により、従前の道徳の時間が「教科」として位置付けられた。道徳の時間については、体系的な指導により学ぶという他教科に共通する側面がある一方で、教科の免許にかかわらず学級担任が指導することが望ましく、また、数値などによる評価はなじまないと考えられるなど他教科にはない側面もあることから、「特別の教科」とされている。

スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し、高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、支援する。

教育相談体制（心のテレホン）

不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

教育相談体制（いじめホットライン）

いじめ問題に悩む児童生徒及び保護者等を対象とした、365日24時間対応の電話相談窓口。専任の相談員が電話相談を行う。

少年サポートセンター

県警察本部が設置した機関で、少年に関する悩みや困りごとの相談に応じ、不良行為少年や被害少年に対する継続補導や立ち直りのための支援活動を行っている。

学校評価

児童生徒がより良い教育活動を楽しむように、学校が学校としての目標や取組等の達成状況を明らかにして、その結果をもとに学校運営の改善を図るために行うもの。学校評価の適切な実施や効果的な公表を行い信頼される学校づくりを進めていくとともに、学校に関わる多くの人と連携を図ることにより、開かれた学校が実現される。

健やかな体を育む教育の推進

学校保健計画

学校保健安全法第5条で策定・実施が定められているもので、児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、「保健管理」「保健教育」「保健組織活動」の各領域にわたって作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

学校安全計画

学校保健安全法第27条で策定・実施が定められているもので、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全教育に関する事項、安全管理に関する事項、安全に関する組織活動について作成する総合的な基本計画であり、毎年度、各学校が作成している。

時代のニーズに対応した教育の推進

高校教育改革プロジェクト会議

入学者選抜制度の検証や高等学校の学科の在り方など、佐賀県立高等学校・中学校の教育課題の抽出と解決に向けた研究を行うため、県教育委員会、小中学校校長会、市町教育委員会、県立学校校長会等で組織し、設置した会議。

教育情報システム(S E I - N e t)

出欠処理や指導要録等の作成を行う「校務管理」、学習の支援や進捗管理等を行う「学習管理」、及びデジタル教材の登録や配信等を行う「教材管理」の3つの機能を統合した佐賀県独自の教育情報システム（呼名：S E I - N e t（Saga Education Information-Network の略））。

英語コンテスト

佐賀県内の中学校、高等学校に在学する生徒を対象に、日頃の英語学習の成果を発表する機会を提供し、生徒の英語に対する興味・関心を高めること等を目的として実施されるコンテスト。県内の大会としては、中学校英語暗唱大会、高円宮杯全日本中学校英語弁論大会佐賀県大会、高等学校英語ディベートコンテスト、高等学校英語スピーチコンテスト等がある。

スーパーグローバルハイスクール(S G H)

文部科学省の事業であり、高等学校等におけるグローバルリーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を図るもの。

新たな生徒減少期に対応した佐賀県立高等学校再編整備実施計画（新実施計画）

平成30年度から平成33年度までの生徒減少期や、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き高等学校教育の質的充実を図っていくための、長期的・全県的な視点に立った県立高等学校の再編整備を推進する計画。新実施計画は第1次と第2次を区分して策定。

新実施計画（第1次）

平成26年12月策定。早期に方針を決定し、準備に着手する必要がある県立高等学校の再編整備等について定めている。

新実施計画（第2次）

平成28年12月策定。更に調査や検証、協議等が必要な県立高等学校の再編整備等について定めている。

児童心理治療施設

社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

（特別支援学校の）センター的機能

特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別支援教育のセンター的な役割を發揮して、小・中学校等を支援することであり、具体的な機能としては、「小・中学校等の教員への支援」「特別支援教育等に関する相談・情報提供」「障害のある幼児児童生徒への指導・支援」などがある。

特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒を支援するため、各学校における保護者の相談窓口や、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整などの役割を担うため校長が指名するもので、平成 19 年 4 月の文部科学省通知により、各学校で校務分掌に位置付けることが求められている。

インターンシップ

生徒が実際の企業などで就業体験をすることであり、職場体験ともいう。生徒が職業そのものや自己の適性を知ること、仕事や働くことについて考えることの契機になっている。

佐賀県高校生産業教育フェア（産業教育フェア）

広く県民に対し、専門高校生等の学習成果を展示や実演等で紹介して、産業教育への興味関心を高めることにより、産業人材の育成を図るとともに、生徒の主體的な活動や学校・学科間を越えた交流により、産業教育の活性化と充実を図ることを目的とした展示会。

佐賀県特別支援教育第三次推進プラン

本県の特別支援教育の基本方針及び施策の方向性を定め、障害のある幼児児童生徒の教育を総合的に推進するために策定しているもので、第二次プランに基づく取組が平成 26 年度末で終了し、今後も特別支援教育のより一層の充実を図る必要があることから、平成 27 年 10 月に策定した。なお、プランの期間は平成 27 年度から平成 30 年度までとなっている。

教育活動を支える環境の整備

ユニバーサルデザイン化整備

年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、計画、設計のうえ整備すること。県立学校施設については、1 階部分の段差解消、多機能トイレ整備のほか、障害のある生徒の入学等に合わせてエレベーターの整備等を行うこととしている。

育英資金

経済的理由で高校等への修学を断念することがないように、佐賀県育英資金貸与条例に基づき、高等学校又は高等学校と同程度の学校に在学する者で一定の要件を満たす者に育英資金を貸与する制度。

専修免許状

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に定める教員の普通免許状の一種。教員の普通免許状には、短大卒業程度の二種免許状、大学学部卒業程度の一種免許状と、大学院修士課程修了程度の専修免許状がある。

教職員人事評価制度

平成 26 年 5 月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとなった。人事評価制度は「業績評価」及び「能力評価」の 2 つの観点で教職員自身による自己評価を行った上で評価者による評価を行い、教職員の業績や能力、意欲を的確に把握し、教職員個人の能力開発や組織としての成果に結び付け、教職員の業務遂行能力の向上や学校運営の活性化を図ることを目的としている。

教員育成協議会

校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うため、教育委員会と教員を養成する大学等とで構成する協議会。

教員育成指標

平成 28 年 11 月に公布された教育公務員特例法の一部を改正する法律において、公立学校の任命権者に策定が義務付けられた、教員のキャリアステージに応じた学びや成長を支えていくため、養成・研修の基軸となる指針。文部科学大臣が定める「教員育成指標の策定に関する指針」を参酌し、任命権者と教員研修に協力する大学等をもって構成する教員育成協議会の中で協議等を行い、地域の実情に応じて策定することとなっており、これに基づき、平成 29 年度に「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（教員育成指標）を策定した。任命権者は、この教員育成指標を基に、毎年度、教員研修計画を策定する。

教員研修計画

教員育成指標を踏まえた校長及び教員の研修を毎年度体系的かつ効果的に実施するための計画。

英語教育推進リーダー

国が実施する養成研修（英語教育推進リーダー中央研修）を受講し、最新の英語指導法を習得した教員。

学校現場の業務改善計画

平成 29 年 8 月 29 日の中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会からの緊急提言を受け、平成 29 年 9 月に県教育委員会が「教職員の働き方改革」の指針として策定した計画である。この計画には市町教育委員会と連携しながら「長時間労働の解消」「業務改善と環境整備に向けた取組」「より適正な部活動のあり方」「健康管理体制の充実」という 4 つの柱を示し、教育委員会が行う取組と学校が行う取組を示している。

多忙化対策検討会

効率的な学校運営や業務改善、教職員の在校時間の縮減をはじめとした総労働時間の短縮に向けた方策を検討する会議。平成 27 年度までは各教育事務所が主体となって開催していたが、平成 28 年度からは県内の全市町教育委員会で検討会を設置し、業務改善等の検討がなされている。多くの市町において、検討会は、市町教育委員会職員、校長等管理職、教職員代表者などで構成される。

衛生委員会

労働安全衛生法第 18 条の規定に基づき、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場（各学校もそれぞれ一つの事業場となる。）ごとに設置し、労働者の健康障害の防止の基本対策等を調査・審議する委員会。毎月 1 回以上開催するようしなければならない。委員会は、衛生管理者のうちから事業者が指名した者、産業医のうちから事業者が指名した者などから構成される。

部活動指導員

部活動における実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動（大会、練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理運営（会計管理等）、保護者への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応などを行う非常勤特別職員。

長期保全計画（個別施設計画）

佐賀県が所有する公共施設等の管理の基本的な方針である「佐賀県ファシリティマネジメント基本方針」を踏まえ、県立学校施設について、施設の機能の維持向上や長期使用の実現、計画的な予防保全の実施による財政負担の軽減・平準化等を図るため策定する学校施設の特性に応じた個別施設計画。

教育現場における安全管理の手引き

学校を中心とした教育現場における危機管理の基本的な指針として県教育委員会が作成するもの。危機管理の基本的な考え方（目的、体制づくり、危機発生時の対応等）、学校安全に関する点検項目のほか、学校で想定される具体的な危機事象ごとの対応事例を掲載している。

危機管理マニュアル

各学校において、「学校現場における安全管理の手引き」及び学校や地域の実情を踏まえ、子どもの安全・安心を最優先に通常の安全対策、緊急時の対応を確実にを行うための具体的な方策や手順を明記したマニュアル。

公立高等学校就学支援金（就学支援金）

佐賀県立高等学校における授業料（全日制 月額 9,900 円、定時制 1 単位につき 1,560 円、通信制 1 単位につき 100 円）の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、佐賀県立高等学校に在学する生徒に対し支援金を支給する制度。

奨学のための給付金（奨学給付金）

公立高等学校等における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高校生等がいる低所得世帯の保護者等に対し給付金（32,300 円～129,700 円）を支給する制度。

文化財（種類・区分）

文化財保護法による保護の対象となる文化財として

- 1 建造物、絵画などの有形文化財
- 2 演劇、工芸技術などの無形文化財
- 3 民俗文化財（有形と無形がある）
- 4 史跡や名勝、動植物、地質鉱物などの記念物
- 5 地域における生活や生業、風土により形成された文化的景観
- 6 伝統的建造物群

があり、これらとは別に埋蔵文化財がある。